

第4期 常総市地域福祉計画

常総市成年後見制度利用促進基本計画

常総市再犯防止推進計画



令和7年3月
常総市

キャラクター紹介



ゆい
常総市の中学生。
人助けを
するのが好き。



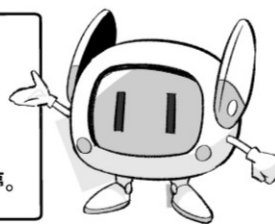
千ちゃん
過去からタイムスリップしてきた女の子。
みんなの幸せのため人々の暮らしや
世の中のしくみを知りたいと思っている。
ゆいたちの家に居候している。



そうた
常総市の小学生。
疑問に思ったことは
トコトン調べる。



**AIロボット
おだんご**
常総市で導入検討中の
AIロボット。自動運転
車両に搭載されるのが夢。



ママ
常総市内の
介護事業所で
働いている。

パパ
常総市の職員。
社会福祉課で
働いている。



※登場するキャラクターはフィクションです。実在の人物や団体などとは関係ありません。



イラスト：Quro（くろ）

出身：茨城県

職業：漫画家、イラストレーター

代表作：『恋する小惑星(アステロイド)』

ごあいさつ

今日、人口構造及び世帯構成が変化する中、家族のつながりや地域的なつながりも希薄化し、地域では様々な生活課題が顕著化しております。今後増加が見込まれる単身高齢者の移動手段の確保やライフスタイルの多様化、異文化支援、防犯など、公的な福祉サービスだけでは対応困難な課題が増えてきており、その解決策として重要なことが、住民が主体となり参加し支えあうことであると考えます。

本市では、令和元年度に『第3期常総市地域福祉計画』を策定し、個別の福祉分野の各計画の上位計画として位置付け、各計画との整合を図り、市民一人ひとりが福祉の問題を「我が事」として捉え、縦割りでない「丸ごと」の地域づくりを進めていくため、多くの機関や組織、団体等が課題を共有し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいりました。



本計画『第4期常総市地域福祉計画』は、引き続き市の総合計画である『じょうそう未来創生プラン』を上位計画として、その理念である「みんなでつくる しあわせのまち じょうそう ～あの人がいるから このまちがすき～」を継承しております。また、令和2年5月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「地域共生社会」の実現を目指すものです。

最後に、計画を策定するに当たり、ご尽力、ご協力いただきました常総市地域福祉計画策定委員の皆様と、アンケート調査等で貴重なご意見をいただきました市民・関係団体・ボランティアの皆様に、厚く感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和7年3月

常総市長
神尾岳彦

目 次

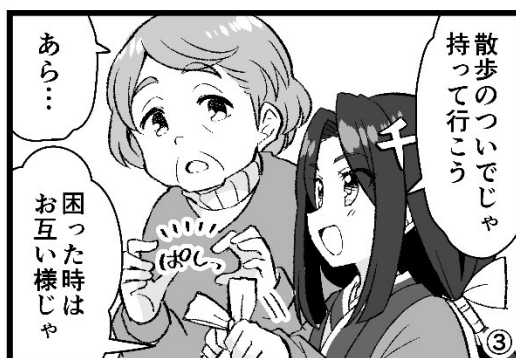
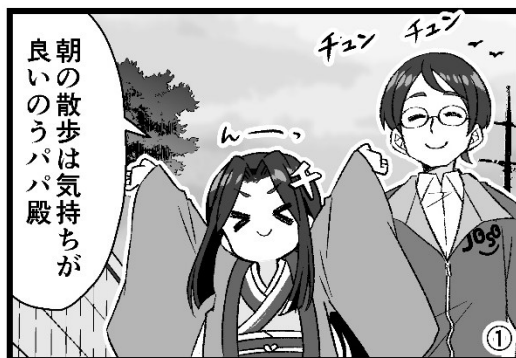


第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画期間	2
3. 地域福祉の定義と地域福祉計画の位置づけ	3
4. 第4期常総市地域福祉計画の位置づけ	4
5. 地域福祉を取り巻く環境	5
6. 地域福祉の推進に向けた考え方	7
第2章 常総市の地域福祉を巡る状況	8
2-1 常総市の概要	8
1. 総人口と世帯数の推移	8
2. 年齢別男女別人口構成	9
3. 年齢3区分別人口の推移	10
4. 人口動態の推移	11
5. 児童・生徒数等の状況	12
6. 高齢者の状況	13
7. 障がい者の状況	14
8. 生活保護の状況	14
9. 在留外国人の状況	15
2-2 第3期計画の評価	16
1. 福祉サービス利用の推進	16
2. 地域福祉事業の充実	17
3. ふれあいのあるコミュニティづくり	18
第3章 常総市の地域福祉の課題	19
3-1 地域福祉に関する意向調査結果	19
1. 調査の目的	19
2. 調査の概要	19
3. 調査結果	20
3-2 ワークショップの意見	28
3-3 第4期常総市地域福祉計画の課題	32

第4章 基本理念と基本方針	33
1. 上位関連計画及び既往計画での位置づけ	33
2. 第4期常総市地域福祉計画の基本理念	36
3. 計画の基本方針	36
第5章 施策の展開	37
5-1 施策の体系	37
5-2 施策の展開	38
■基本方針-1 たよりになる福祉のまち ➤ 適切な支援体制づくり	38
施策1-1 必要なときに相談できる体制の充実	39
施策1-2 いのちを守る体制づくり	40
施策1-3 暮らしと尊厳を守る体制づくり（成年後見制度）	41
— 常総市成年後見制度利用促進計画 —	
施策1-4 情報提供の充実	44
施策1-5 デジタル技術を活用した福祉情報の共有の推進	45
■基本方針-2 たすけあう福祉のまち ➤ 関係機関との連携強化	46
施策2-1 交流機会や活動の場づくりを通じた地域活動への参加促進	47
施策2-2 地域における福祉の担い手の育成	47
施策2-3 複雑化する福祉課題への対応力の強化	48
施策2-4 地域福祉を担う団体への支援と、専門的人材の確保	48
施策2-5 安全・安心に暮らすことができる地域づくり	50
■基本方針-3 たよう（多様）な福祉のまち ➤ 誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	53
施策3-1 地域での支え合いを育むつながりの創出	54
施策3-2 自分らしく生活できる環境の創出	54
施策3-3 犯罪や非行を犯した者の社会復帰の支援（再犯防止計画）	57
— 常総市再犯防止推進計画 —	
施策3-4 地域福祉環境づくりの充実	60
第6章 計画の推進に向けて	62
1. 地域福祉に対する関心と意識の醸成	62
2. 福祉に携わる主体の連携強化	62
3. 地域福祉活動計画との連携	62
4. 計画の進行管理	63
5. お仕事図鑑	64
資料編	65

第1章 計画の概要

地域福祉ってなんだろう？



1. 計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するもので、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。本市の福祉分野の上位計画として、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることから、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本理念と方針、施策展開の方向性を示す計画となります。

本市では、令和2（2020）年3月に「第3期常総市地域福祉計画」を策定し、「健やかで 幸せを分かち合うまち ～ひとり暮らしをみんなで支える しあわせのまち じょうそう～」を基本理念に掲げ、「ためになる福祉のまち ➤福祉サービス利用の推進」、「たよりになる 福祉のまち ➤地域福祉事業の充実」、「たすけあう 福祉のまち ➤ふれあいのあるコミュニティづくり」という3つの基本目標に設定し、各種事業を実施しています。

この計画の計画期間が令和6（2024）年度に終了することから、新たに4か年を計画期間とする「第4期常総市地域福祉計画」を策定します。

【地域福祉とは】

地域福祉とは、全ての人が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくることです。

福祉分野では、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、対象者ごとに計画を策定し取り組みを進めています。しかし、実際には、介護と育児のダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーなど、1つの分野だけでは対応できない複雑化・複合化した課題があり、このような課題について、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要になっています。



2. 計画期間

第4期常総市地域福祉計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間とします。

3. 地域福祉の定義と地域福祉計画の位置づけ

社会福祉法における「地域福祉」とは、基本的に個人や家族等、個人的な取組だけでは解決できない生活上の課題の緩和・解決を社会的に行うもので、限られた社会的弱者に対する公的なサービスとしてだけでなく、地域に暮らす多様な人々が抱える生活課題を、地域住民、事業者、行政等、地域の様々な立場の人たちが互いに協力して課題解決を図るものと位置づけられました。

さらに、「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものです。「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに支え合うことができる地域づくり」を進め、「地域共生社会の実現」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画となっております。また、「地域福祉計画」は、福祉分野の個別計画の上位計画となることから、福祉分野を中心に関連分野の計画との整合性を確保することとします。

■社会福祉法

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4. 第4期常総市地域福祉計画の位置づけ

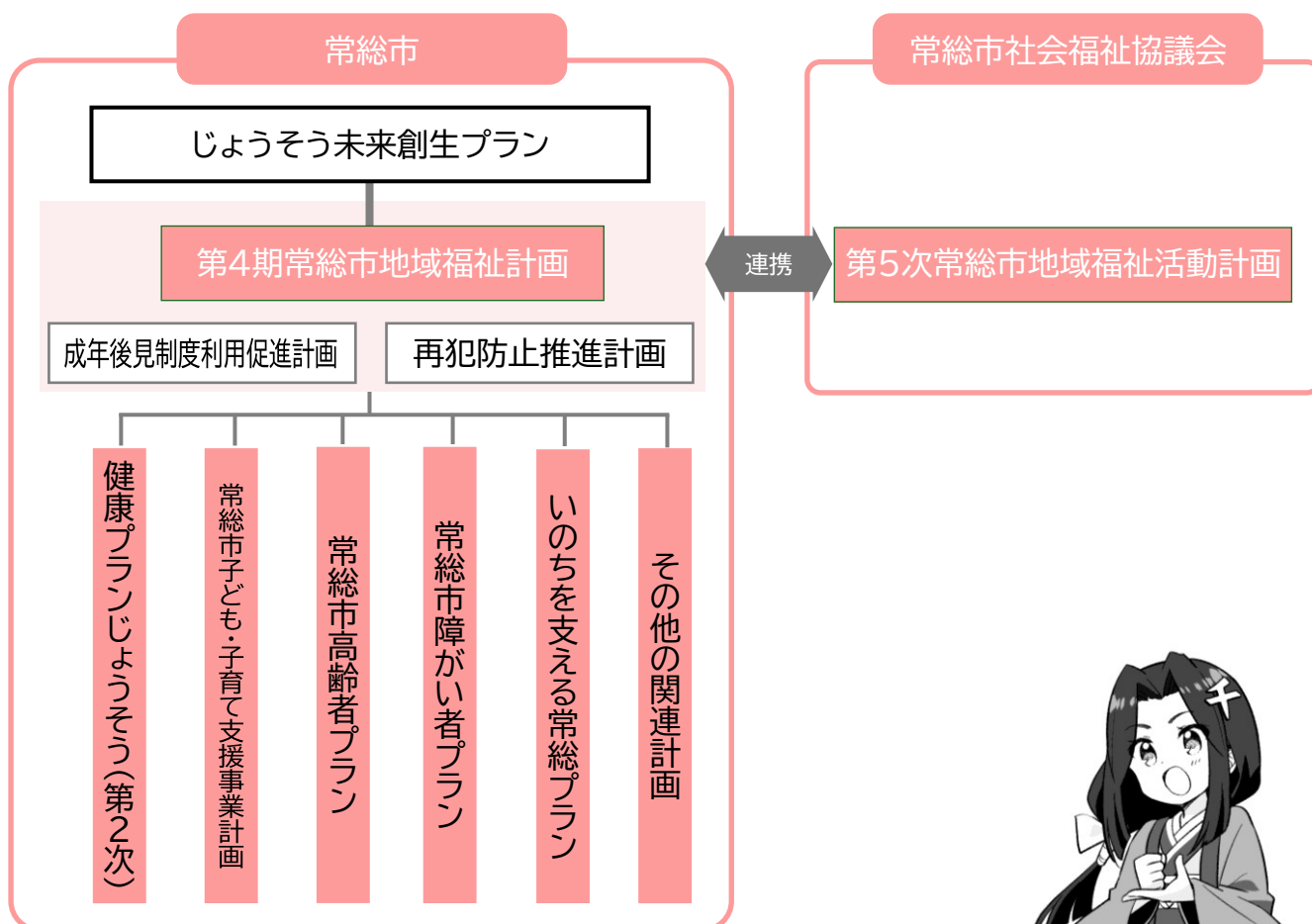
第4期の策定にあたっては、市の最上位計画である「じょうそう未来創生プラン」と整合を図るとともに、福祉分野の個別計画である、「健康プランじょうそう（第2次）」「常総市子ども・子育て支援事業計画」、「常総市高齢者プラン」、「常総市障がい者プラン」、「いのちを支える常総プラン」といった計画との整合性を確保しながら、地域福祉を推進するための基本理念を示します。

なお、「第4期常総市地域福祉計画」においては、地域福祉の推進と親和性が高い、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき策定する「再犯防止推進計画」についても、包含した計画として策定することとします。

また、社会福祉協議会においては、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」等が相互に協力し、地域福祉を推進するための実践的な行動計画（アクションプラン）として、「第5次常総市地域福祉活動計画」を策定しています。

本計画の策定や施策の推進にあたっては、地域福祉計画と地域福祉活動計画と内容を共有し、相互に連携を図りながら進めることとします。

第4期常総市地域福祉計画の位置づけと関連計画との関係性



5. 地域福祉を取り巻く環境

(1) 人口減少、少子高齢化、家族の変化などによる地域の変化

人口減少や少子高齢化の進行とともに、家族についても核家族や単身世帯の増加が進んでいます。このように人や家族の変化に伴い、家庭や地域において相互に支え合う関係性の希薄化が進んでいます。さらに、共働き世帯の増加や冠婚葬祭の変化などにより、地域におけるコミュニティ活動も変化しています。

(2) 福祉課題の多様化・複雑化

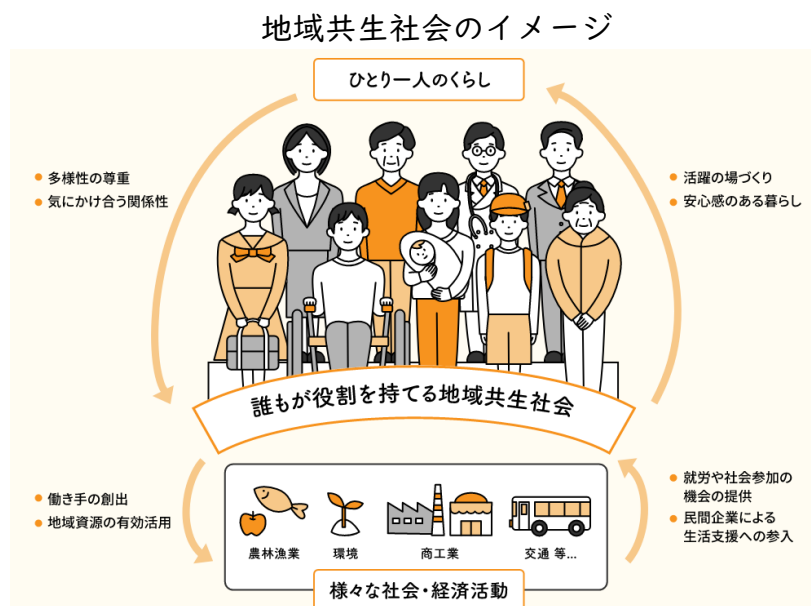
前述のような地域の変化に加え、個人の生活においても、ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進んでいます。また、社会も成長拡大から成熟型に移行する中で、福祉分野においては、孤独や貧困、自殺、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが大きく社会問題化しています。

(3) 人口減少・少子高齢化による福祉サービスへの影響

高齢化に伴い、年金・医療・介護等の社会保障については、今後もコストの増加やニーズの多様化が見込まれます。一方で、社会保障財源は、少子化や人口減少により、現役世代の負担の増大や国債への依存を招くだけでなく、福祉サービスの担い手の不足も予想されます。

(4) 社会福祉に関する法制度の改革

本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来に対応するため、「地域共生社会の実現」に取り組む必要があります。「地域共生社会」は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28（2016）年）において示された概念で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。



地域福祉に関する法改正の経緯

年 月	内 容
平成 26 年 4 月 (2014)	災害対策基本法の施行 ・避難行動要支援者名簿の作成と名簿情報の利用・提供
平成 28 年 4 月 (2016)	障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ・差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供
	成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定 ・成年後見制度の利用促進、体制の整備
	自殺対策基本法の改正 ・生きることの包括的な支援、関連施策との連携の強化
平成 28 年 6 月 (2016)	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正 ・自立生活援助や共生型サービス等の実施 ・障がい児支援サービスの拡充
	児童福祉法の改正 ・児童福祉法の理念の明確化（児童の権利など） ・児童虐待の予防、対応、自立支援の強化
平成 28 年 12 月 (2016)	再犯の防止等の推進に関する法律の制定 ・職業や住居の確保、福祉サービス等の支援、理解の推進
平成 29 年 3 月 (2017)	成年後見制度利用促進基本計画の策定 成年後見制度の利用に関する体制の整備
平成 29 年 5 月 (2017)	社会福祉法の改正 ・包括的な支援体制の構築、地域福祉計画の充実 ・社会福祉法人改革、公益的な取組の推進
	介護保険法の改正 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・生活支援コーディネーターの配置 ・共生型サービスの実施
平成 30 年 5 月 (2018)	生活困窮者自立支援法の改正 ・包括的な支援体制・学習支援・居住支援の強化
令和 2 年 5 月 (2020)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の成立

6. 地域福祉の推進に向けた考え方

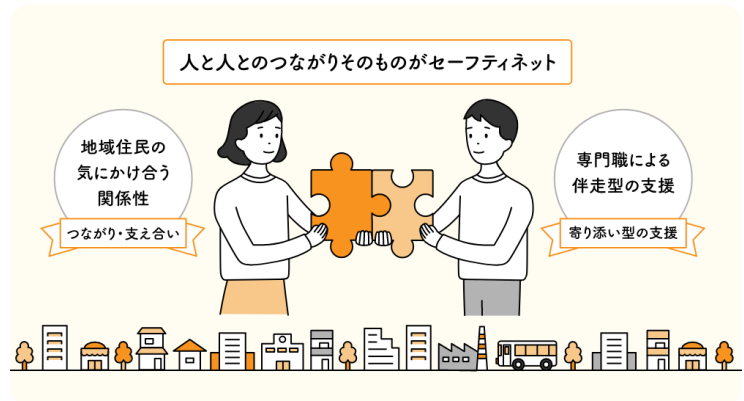
(1) 地域共生社会の実現

前項で整理したように、地域福祉を巡っては、分野別の対応でなく分野を横断して対応することが不可欠となっている他、孤立や孤独、ひきこもりといった「社会的孤立」への対応も求められるようになっていきます。

一方で、人口減少や地域コミュニティの希薄化により、福祉の担

い手が減少しており、既存の福祉サービスや仕組みだけでは対応が困難になっていることから、福祉などの公的サービスと協働し、住民同士が助け合いながら暮らすことができる仕組みである『地域共生社会』づくりを目指す必要があります。

この『地域共生社会』は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともに創っていく社会であり、これからの地域福祉を支える地域のあり方と考えられます。

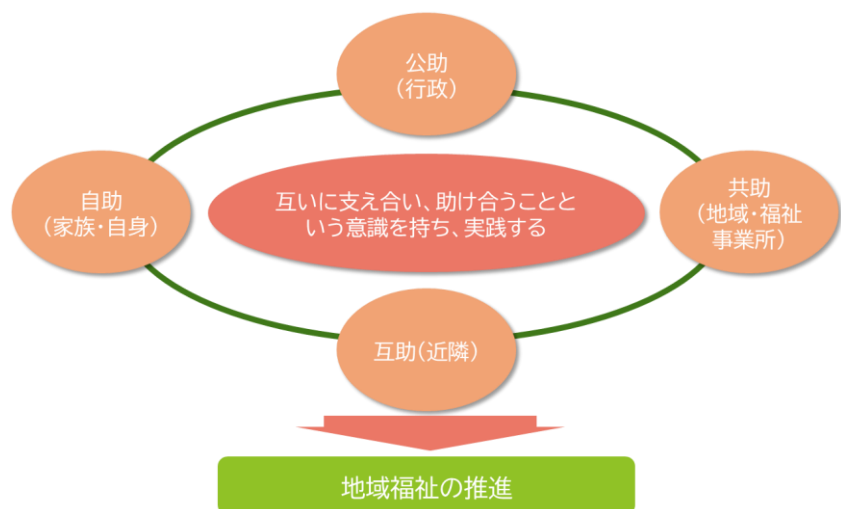


(2) 地域福祉を支える助け合い意識の醸成

地域福祉を推進するためには、互いに支え合い、助け合うことという意識を持ち、実践することが不可欠です。

そのため、行政が整備・提供する福祉サービス（公助）だけでなく、同居家族や自身の行動（自助）、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉

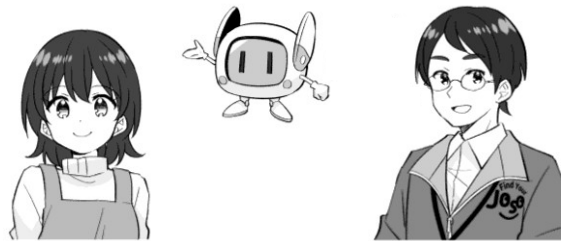
サービス事業者等による（共助）が重要になりますが、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化等が指摘される中、近隣など身近な人間関係の中で自発的に支え合い、助け合うこと（互助）も重要性が高くなっており、このような助け合いの意識を育む必要があります。



第2章 常総市の地域福祉を巡る状況

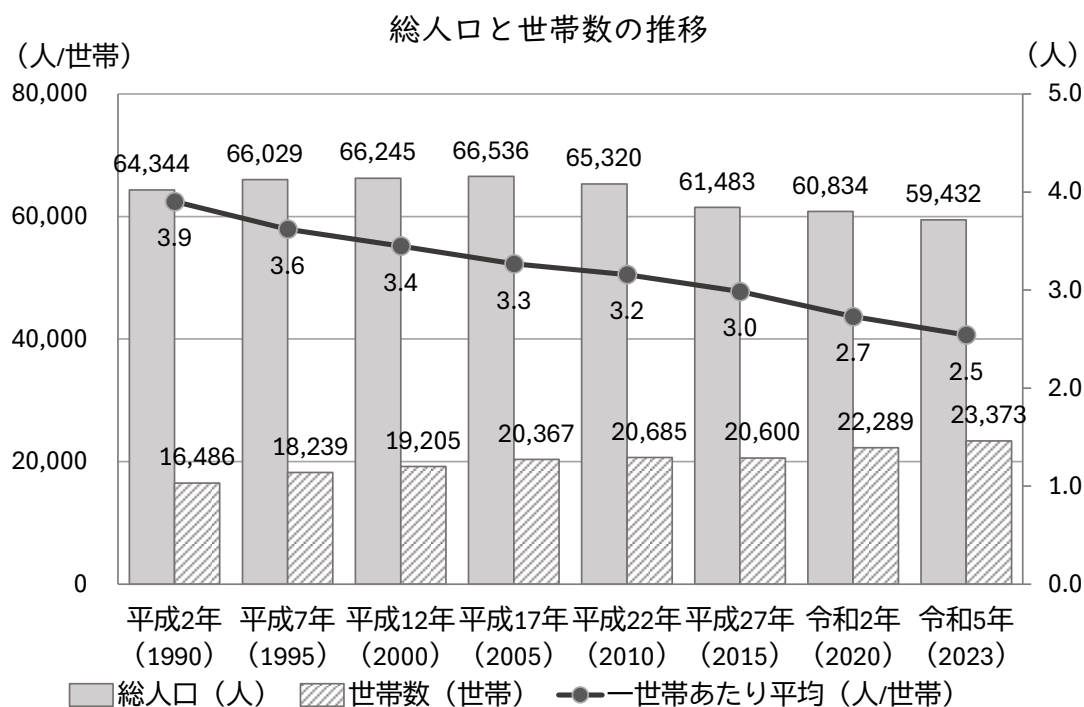
2-1 常総市の概要

1. 総人口と世帯数の推移



本市の総人口は、常総市が合併により誕生する直前の平成17（2005）年当時は66,536人でしたが、合併以降、減少傾向を示し、令和2（2020）年の国勢調査では60,834人、直近の令和5（2023）年の常住人口調査では59,432人と6万人を割り込んでいます。

一方、世帯数は増加傾向を示しており、令和5（2023）年の常住人口調査で23,373世帯、一世帯あたり平均の人数は2.5人と、世帯の小規模化が進んでいます。



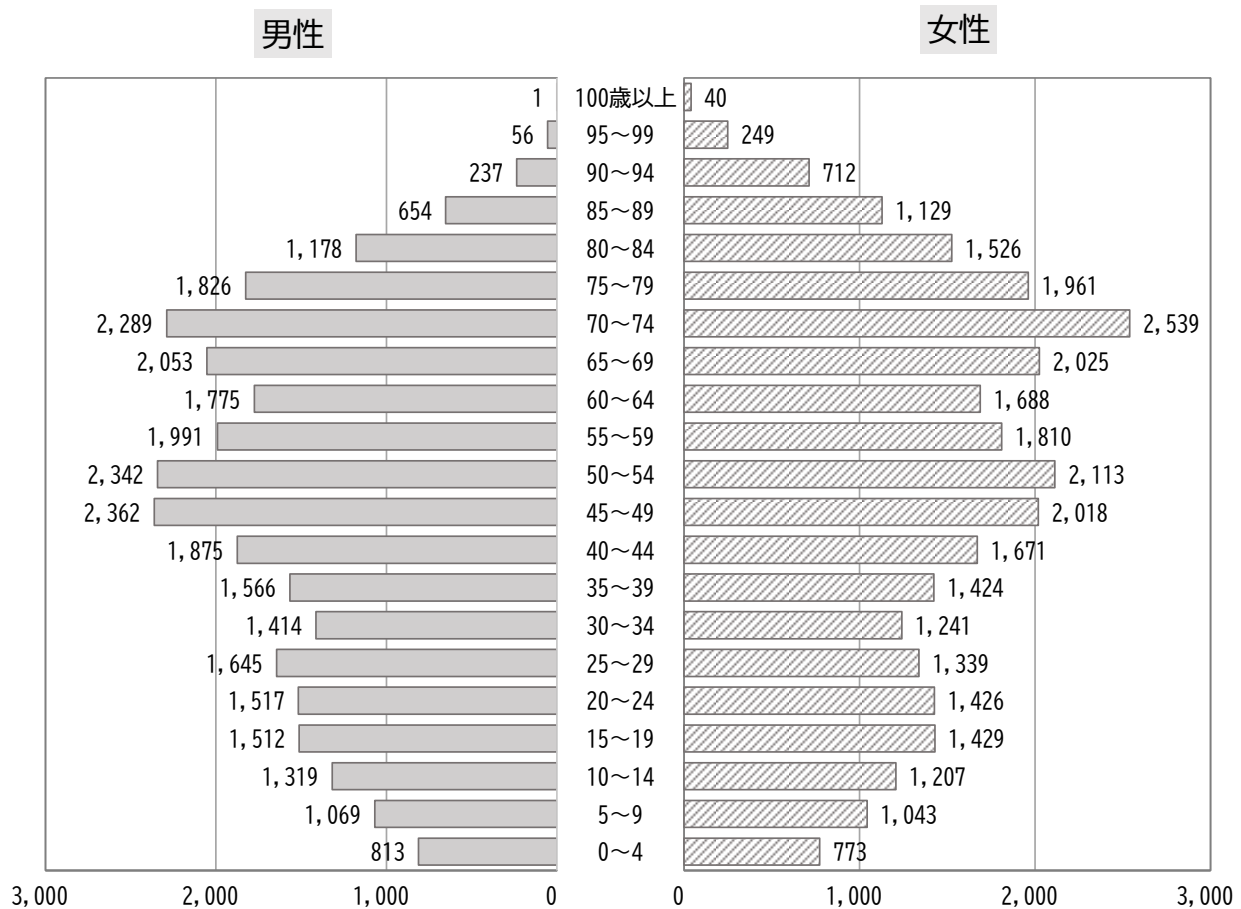
※平成17（2005）年までのデータは、旧水海道市、旧石下町の数値の合算値
 資料：国勢調査 令和5（2023）年は常住人口調査

2. 年齢別男女別人口構成

年齢別男女別人口構成をみると、男性では「45～49歳」が最も多く、次いで、「50～54歳」、「70～74歳」となっています。一方、女性では「70～74歳」が多くなっています。

しかし、本市においても少子高齢化傾向を示しており、男女とも「30～34歳」が少なくなっており、年少人口（0～14歳）も他の年齢層に比べて少なくなっており、少子化や地域の担い手の不足が進行することが考えられます。

年齢別男女別人口構成

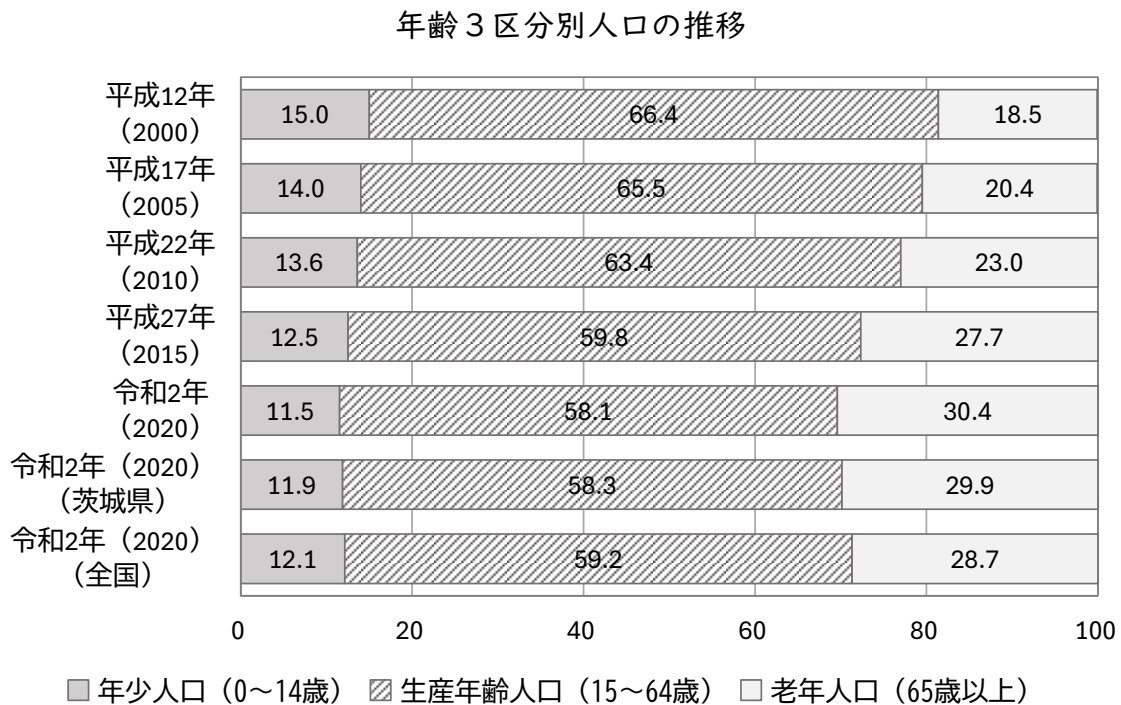


資料：常住人口調査（令和5（2023）年10月1日）年齢不詳を除く

3. 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上の老年人口の割合が増加しており、令和2（2020）年の国勢調査では30.4%と、初めて30%を超えることとなり、全国や茨城県と比較しても高い割合となっています。

一方で、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向を示しており、少子高齢化が進行していることが分かります。



資料：国勢調査 ※年齢不詳を除く

年齢3区分別人口の推移

		平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	増減
総数		66,245	66,536	65,320	61,483	60,834	△ 5,411
人口 (人)	15歳未満	9,905	9,340	8,873	7,633	6,942	△ 2,963
	15～64歳	43,998	43,577	41,425	36,451	35,001	△ 8,997
	65歳以上	12,283	13,603	15,021	16,860	18,316	6,033
割合 (%)	15歳未満	15.0	14.0	13.6	12.5	11.5	△ 3.5
	15～64歳	66.4	65.5	63.4	59.8	58.1	△ 8.3
	65歳以上	18.5	20.4	23.0	27.7	30.4	11.9
高齢化率・県 (%)		16.6	19.4	22.5	26.8	29.9	13.3
高齢化率・国 (%)		17.4	20.2	23.0	26.6	28.7	11.3

注1：人口総数には年齢不詳を含むため、年齢区分人口の合計は、人口総数と一致しない。

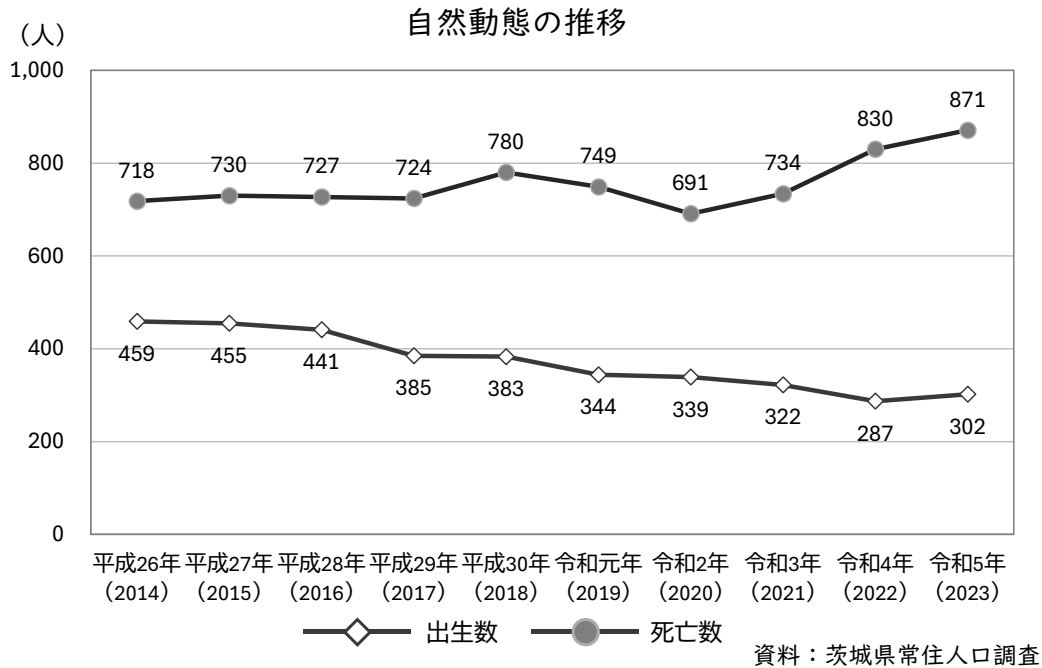
注2：増減は、令和2（2020）年の平成12（2000）年に対する数

資料：国勢調査 ※年齢不詳を除く

4. 人口動態の推移

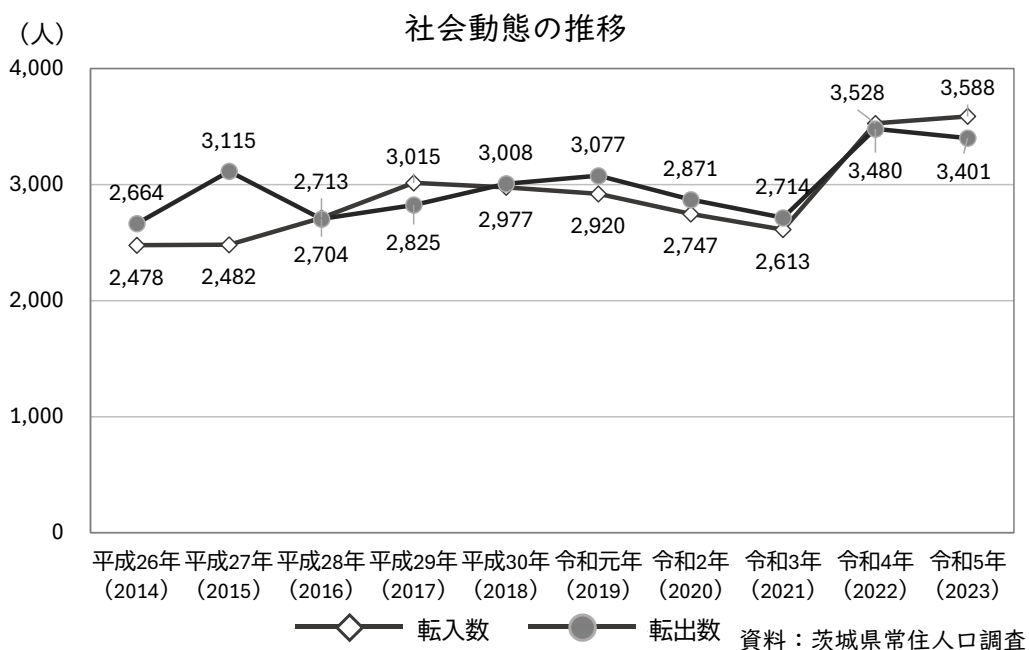
(1) 自然動態

自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回る傾向が続いており、出生数が減少する一方で、死亡数が増加していることから、近年その差が大きくなっており、自然動態については減少しています。



(2) 社会動態

社会動態の推移をみると、令和2（2020）年、令和3（2021）年は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、転出入は少なくなっていますが、令和4（2022）年以降、転出、転入とも増加しており、特に令和4（2022）年と令和5（2023）年は転入数が転出数を上回り、転入超過傾向となっています。



5. 児童・生徒数等の状況

(1) 保育所・認定こども園児童数の状況

保育所・認定こども園児童数をみると、少子化の影響を受け児童数は減少しています。しかし、認定こども園の1号の児童数が減少している一方で、2号、3号の児童数は増加しており、共働き世帯の増加や核家族の増加などにより、保育ニーズが高まっていると考えられます。

保育所・認定こども園児童数の状況

項 目	保育所	認定こども園	
		1号	2・3号
平成29年(2017)	860(17)	364(87)	178(10)
平成30年(2018)	845(13)	318(72)	173(13)
令和元年(2019)	760(12)	321(64)	273(17)
令和2年(2020)	736(10)	291(66)	296(5)
令和3年(2021)	725(7)	237(55)	286(6)
令和4年(2022)	673(6)	205(43)	268(4)
令和5年(2023)	653(8)	173(38)	266(3)

注1：保育所は各年4月1日現在、認定こども園は各年5月1日現在

資料：こども課

注2：児童数の()は管外受託児童

認定こども園 【1号】3歳以上：保育の必要性なし

【2号】3歳以上：保育の必要性あり

【3号】0～2歳：保育の必要性あり

(2) 幼稚園、小学校、中学校の状況

教育施設である、幼稚園、小学校、中学校の児童・生徒数の状況をみると、少子化の影響で減少が進んでいます。現在、小学校、中学校については、統廃合の検討が進められており、教育施設と地域との関係づくりにも影響が生じると考えられます。

幼稚園、小学校、中学校の状況

項 目	幼稚園		小学校		中学校	
	組数	園児数	学級数	児童数	学級数	生徒数
平成29年(2017)	24	371	162	3,252	66	1,739
平成30年(2018)	23	339	163	3,207	66	1,680
令和元年(2019)	20	317	159	3,111	66	1,692
令和2年(2020)	25	307	157	3,023	66	1,641
令和3年(2021)	14	280	154	2,927	69	1,656
令和4年(2022)	15	249	152	2,804	71	1,647
令和5年(2023)	13	204	151	2,736	71	1,633

資料：学校教育課

注：各年5月1日現在

6. 高齢者の状況

(1) ひとり暮らし高齢者

ひとり暮らし高齢者の状況をみると、令和5（2023）年4月1日現在で3,660人となっており、一貫して増加しています。

ひとり暮らし高齢者の状況

項 目	ひとり暮らし 高齢者(人)	増加率(%)
平成30年(2018)	1,991	—
令和元年(2019)	2,454	23.3
令和2年(2020)	2,701	10.1
令和3年(2021)	2,834	4.9
令和4年(2022)	3,535	24.7
令和5年(2023)	3,660	3.5

資料：高齢福祉課

注：各年4月1日現在

(2) 介護保険要介護（要支援）認定者の状況

介護保険要介護（要支援）認定者の状況をみると、令和元（2019）年までは増加していましたが、令和2（2020）年から横ばいとなっています。

介護保険要介護（要支援）認定者の状況

項目	被保険者	要介護区分							
		総数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成29年 (2017)	17,888	2,843	186	203	624	622	483	425	300
平成30年 (2018)	18,048	2,881	232	234	632	608	445	417	313
令和元年 (2019)	18,322	2,895	235	231	641	580	463	422	323
令和2年 (2020)	18,567	2,846	213	210	652	605	516	416	312
令和3年 (2021)	18,646	2,840	186	235	693	535	497	418	276
令和4年 (2022)	18,646	2,820	190	217	645	558	508	407	295

資料：介護保険課

注：被保険者は賦課期日現在人数、要介護区分は4月分人数（年度末）

7. 障がい者の状況

障害者手帳所持者をみると、令和5（2023）年度現在、身体障害者手帳所持者が1,858人、療育手帳所持者が601人、精神障害者保健福祉手帳所持者が481人となっており、身体障害者手帳は減少傾向にあり、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

項 目	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
平成29年（2017）	2,062	490	343
平成30年（2018）	1,962	505	341
令和元年（2019）	1,956	530	355
令和2年（2020）	1,959	556	377
令和3年（2021）	1,929	557	423
令和4年（2022）	1,838	583	453
令和5年（2023）	1,858	601	481

資料：社会福祉課

注：各年度3月31日現在

8. 生活保護の状況

生活保護世帯の状況をみると、令和元（2019）年以降増加に転じており、令和5（2023）年には、被保護世帯が414世帯、被保護者は464人となっています。なお、茨城県と全国の保護率を比較すると、本市は、保護率が上昇しているものの、依然として低い割合で推移しています。

生活保護の状況

項 目	被保護世帯 （世帯）	被保護者 （人）	保護率	保護率 （茨城県）	保護率 （全国）
平成29年（2017）	301	371	5.9%	9.4%	16.9%
平成30年（2018）	294	342	5.6%	9.6%	16.7%
令和元年（2019）	319	367	6.1%	9.8%	16.6%
令和2年（2020）	329	378	6.3%	9.8%	16.4%
令和3年（2021）	351	407	6.9%	10.0%	16.3%
令和4年（2022）	392	446	7.4%	10.1%	16.2%
令和5年（2023）	414	464	7.8%	10.2%	16.2%

資料：社会福祉課

注1：各年4月1日現在。市の保護率は4月1日現在の常住人口により算出。

注2：保護率は本表作成時の直近の公表値

注3：保護停止中の世帯を含む。

注4：‰は「パーミル」。人口1,000人当たりの生活保護利用者数。

9. 在留外国人の状況

在留外国人の状況をみると、本市の人口に占める在留外国人の割合は、11.5%（令和5（2023）年12月末）となっています。国籍・地域別の内訳をみると、ブラジル（1,816人）、フィリピン（1,407人）、ベトナム（1,291人）が多くなっています。

総人口に占める在留外国人の割合

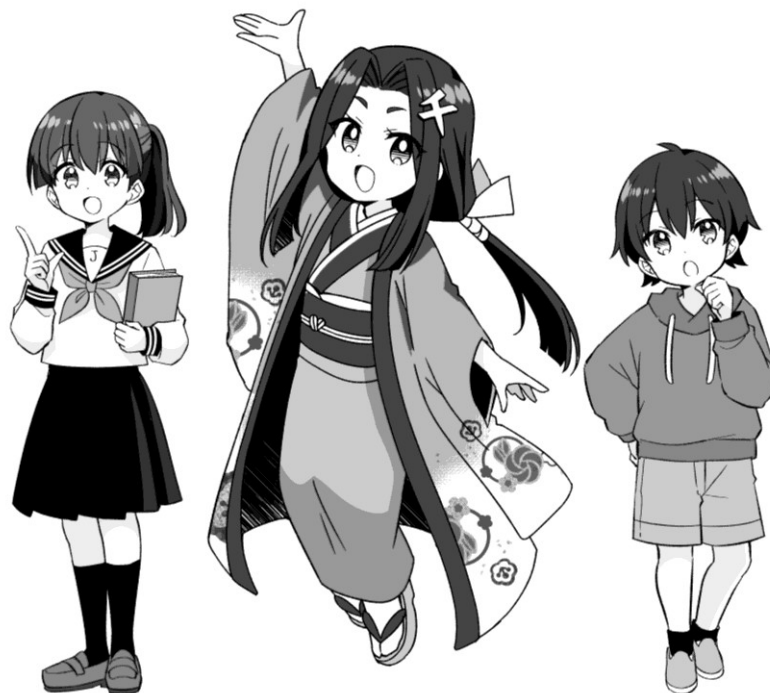
	在留外国人数	対前年増減比	人口構成比
常総市	6,801	9.4%	11.5%
茨城県	91,694	12.5%	3.2%

資料：法務省「在留外国人統計」/令和5（2023）年12月末現在

国籍・地域別在留外国人数

総数	中国	ベトナム	韓国	フィリピン	ブラジル	ネパール	インドネシア	米国	台湾	タイ	その他
6,757	207	1,291	68	1,407	1,816	87	367	4	27	164	1,319

資料：常総市市民課/令和6（2024）年9月末現在



2-2 第3期計画の評価

第4期計画の策定にあたり、第3期計画で位置づけた重点事業について、市担当各課で評価を行い、各事業の方向性についてまとめました。その結果を地域福祉計画推進委員会で協議し、「継続」、「拡充」のものについては、改善事項の明確化を図りながら、継続して取り組んでまいります。

1. 福祉サービス利用の推進

施策の方向		重点事業名	方向性
1 適切かつ総合的な福祉情報の提供	○市民がいざという時に困らないように、日常的な福祉情報の発信充実を図ります。	広報紙の情報提供	継続
		ホームページ及び SNS 等での情報発信	継続
		各種パンフレットの作成	継続
		外国人への福祉情報の提供充実	継続
2 親しみやすい相談事務の実施	○相談者が必ず何らかの成果を実感できるような相談対応体制の確立を目指します。	地域福祉コーディネーターの育成・確保	継続
		高齢者相談窓口の充実と周知徹底	継続
		相談窓口の質の向上	継続
		障がい者（児）相談支援事業	継続
		基幹相談支援センターの設置	継続
		地域子育て支援センター	継続
		子どもや子育て世代に対する相談体制の充実	拡充
		生活困窮者への相談体制	継続
		自殺対策の推進	継続
		健康相談	継続
3 福祉サービス利用援助事業等の実施	○すべての市民が必要に応じて、いつでも福祉サービスが使える地域社会を目指します。	成年後見制度利用支援事業	継続
		介護保険利用料助成事業	継続

2. 地域福祉事業の充実

施策の方向		重点事業名	方向性
1 地域福祉推進機関の充実	○多くの市民が、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの活動を理解し、共感し、活動を支援する地域社会を目指します。	福祉のまちづくり協議会の設置	継続
		市社会福祉協議会との連携・事業支援	継続
		民生委員・児童委員との連携・事業支援	継続
		自治区や NPO 法人等が行う福祉活動との連携・事業支援	継続
		地域福祉基金の活用事業	継続
		赤い羽根共同募金運動の支援	継続
2 地域福祉事業の計画的推進	○市民ニーズに対応できる福祉サービスが整備された地域社会を目指します。	分野別行政計画に基づいた計画的なサービス提供	継続
		各種手当の支給	継続
		戦傷病者・戦没者遺族に対する援護事務	継続
		平和を尊ぶ事業	継続
3 地域包括ケアマネジメントの充実	○複合的な課題に対応できる包括的な支援体制のある地域づくりを目指します。	包括的な相談支援の構築	拡充
		生活支援コーディネーターの配置	継続
		地域生活支援拠点整備事業	継続
		ケアマネジメントの充実	継続
		生活保護事業	継続
		自立支援事業	継続
		就学援助	継続
		子どもの学習支援、相談支援	継続
		貸付事業	継続
4 福祉サービスの質の向上	○利用者もサービス提供事業者も、気持ちよくおつき合いできる環境づくりを目指します。	外国人への相談体制の整備	継続
		福祉サービス第三者評価推進事業	継続
		福祉サービス苦情・意見の窓口等の広報	継続
		社会福祉法人監査指導	継続

3. ふれあいのあるコミュニティづくり

施策の方向		重点事業名	方向性
1 安心・安全・共生のまちづくり	○防犯対策や交通弱者の移動手段の確保など、身近な生活課題に対応できる地域社会を目指します。	ユニバーサルデザインの普及	継続
		防犯意識の高揚・防犯体制の整備	継続
		防犯情報の発信	継続
		空家対策	継続
		消費者対策の推進	継続
		子どもを守る110番の家	継続
		自動車運転免許証自主返納事業	継続
		予約型乗合交通「ふれあい号」の利用促進	継続
2 避難行動要援護者支援対策	○災害時でも、すべての市民が安心できる体制づくりを目指します。	避難行動要援護者名簿	継続
		「個別避難支援プラン」の作成	継続
		福祉避難所運営マニュアルの充実	継続
3 虐待防止・人権擁護	○市民や関係機関が連携し、虐待やDVのない地域社会を目指します。	虐待防止対策の充実	継続
		虐待防止キャンペーン	継続
4 ボランティア活動の振興	○ボランティアニーズの把握や情報提供を進め、ボランティアが活動しやすい環境づくりを目指します。	ボランティア活動への支援	継続
5 地域福祉の担い手づくり	○市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、福祉を我が事として関係を持ち続けることができる環境整備を目指します。	福祉意識の向上	継続

第3章 常総市の地域福祉の課題

3-1 地域福祉に関する意向調査結果

1. 調査の目的

市民の皆様の地域での支え合いに関する考え方などについてご意見をお聞きし、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

2. 調査の概要

調査の種類	市民意向調査	担い手調査	ボランティア団体調査
対 象	18歳以上の市民 (令和6(2024)年 7月1日現在) 2,000名	民生委員・児童委員、 自治区長、 介護予防推進員 567名	地域福祉の担い手と なっている ボランティア団体 24団体
回収状況	803件 (回答率:40.1%)	397件 (回答率:70.0%)	19団体 (回答率79.2%)
調査方法	郵送配布、郵送回収(インターネット回答併用)		
調査期間	令和6(2024)年8月1日(木) ~令和6(2024)年8月19日(月)		



3. 調査結果

(1) 市民意向調査（18歳以上の市民）

■地域生活について

○住んでいる地域の福祉を向上させるための取り組みについては、地域住民による助け合い組織の充実(区・自治会等)、緊急時（災害・急病等）の連絡体制の充実、通院・買い物等、外出時の援助制度の充実などが多く、助け合い意識の必要性、災害時の対応、日常生活の支援が重要になっています。

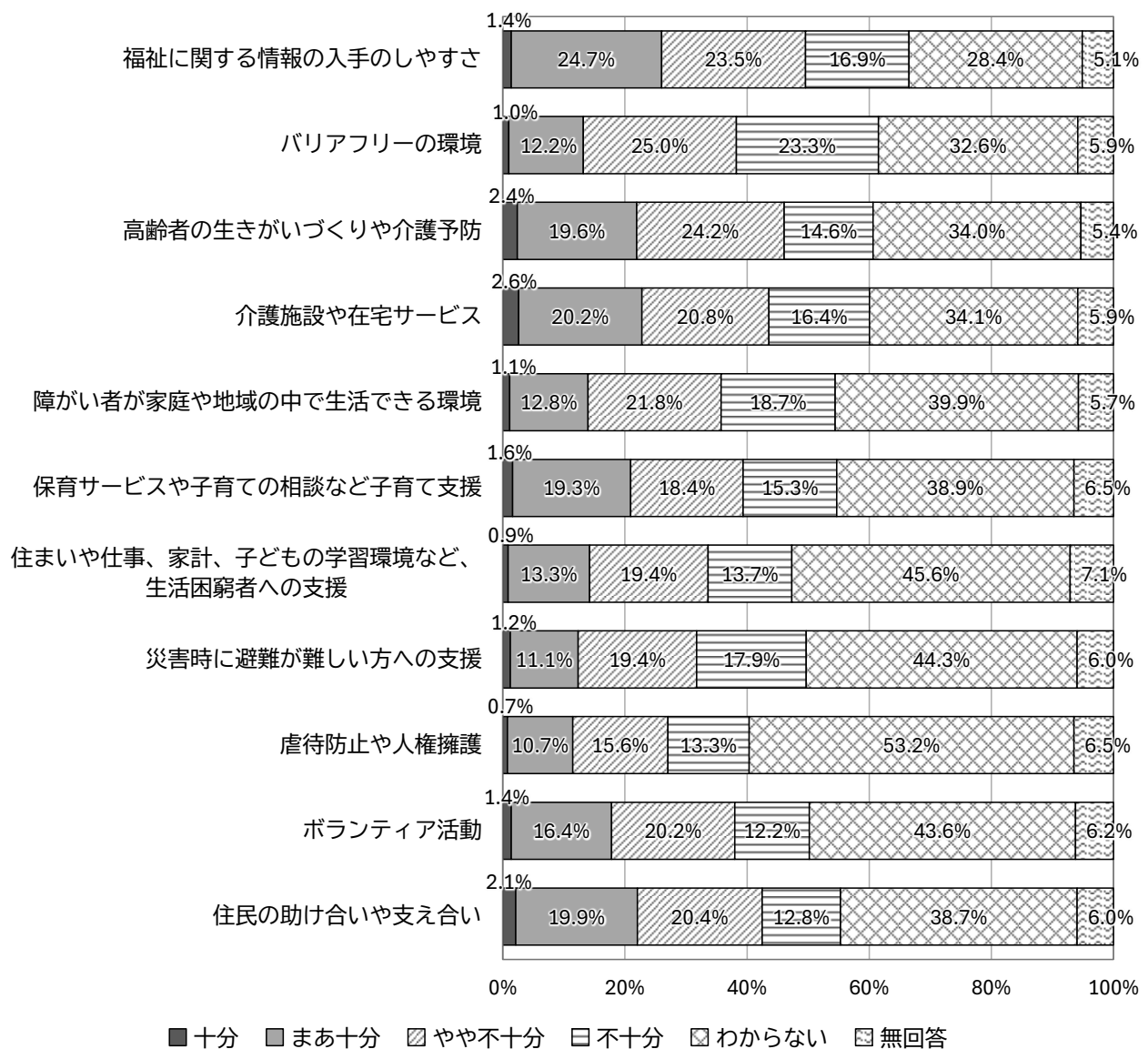
地域の福祉を向上させるための取り組み

選択項目	水海道中学校区	水海道西中学校区 (北地区)	水海道西中学校区 (南地区)	鬼怒中学校区	石下中学校区	石下西中学校区	わからない	無回答
地域住民による助け合い組織の 充実（区・自治会等）	13.3%	9.9%	11.7%	15.2%	12.7%	13.5%	7.9%	4.8%
健康づくり、育児、介護等の情 報提供の充実	8.2%	7.4%	5.7%	6.3%	7.9%	9.1%	7.9%	9.5%
通院・買い物等、外出時の 援助制度の充実	10.0%	13.6%	13.2%	15.2%	10.6%	12.2%	10.5%	14.3%
地区での世話人等の活動者の育 成・充実	6.7%	4.2%	5.0%	4.9%	5.4%	5.1%	0.0%	9.5%
緊急時（災害・急病等）の 連絡体制の充実	12.4%	12.9%	11.7%	13.0%	11.8%	12.4%	10.5%	9.5%
災害に関する知識の向上や 避難体制等の充実	10.0%	9.9%	10.0%	9.0%	9.2%	8.8%	5.3%	9.5%
介護・育児の負担や不安の軽減 につながる支援活動の充実	9.4%	9.9%	7.5%	6.3%	8.8%	9.3%	7.9%	9.5%
学校や地区での福祉教育の 充実	4.9%	5.8%	6.0%	2.2%	5.4%	4.4%	5.3%	4.8%
多世代間交流の機会や場所 づくりの充実	3.1%	3.2%	4.0%	4.5%	3.1%	4.0%	2.6%	4.8%
保健・福祉に関する情報提供 体制の充実	6.5%	6.2%	6.2%	7.2%	7.2%	6.0%	7.9%	4.8%
保健・福祉に関する啓発活動の 充実	4.5%	3.2%	3.5%	1.8%	4.5%	2.7%	5.3%	4.8%
地域における保健・福祉の 人材育成の充実	4.1%	4.6%	5.7%	3.6%	4.8%	4.9%	5.3%	4.8%
バリアフリー環境等の整備の 充実	5.1%	6.0%	7.5%	7.2%	6.3%	6.2%	7.9%	4.8%
その他	0.6%	1.4%	0.2%	0.9%	0.2%	0.2%	2.6%	0.0%
取り組む必要は無い	0.6%	0.5%	0.7%	1.8%	0.9%	0.2%	5.3%	0.0%
無回答	0.6%	1.2%	1.2%	0.9%	1.3%	1.1%	7.9%	4.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■福祉分野の制度やサービスの充実について

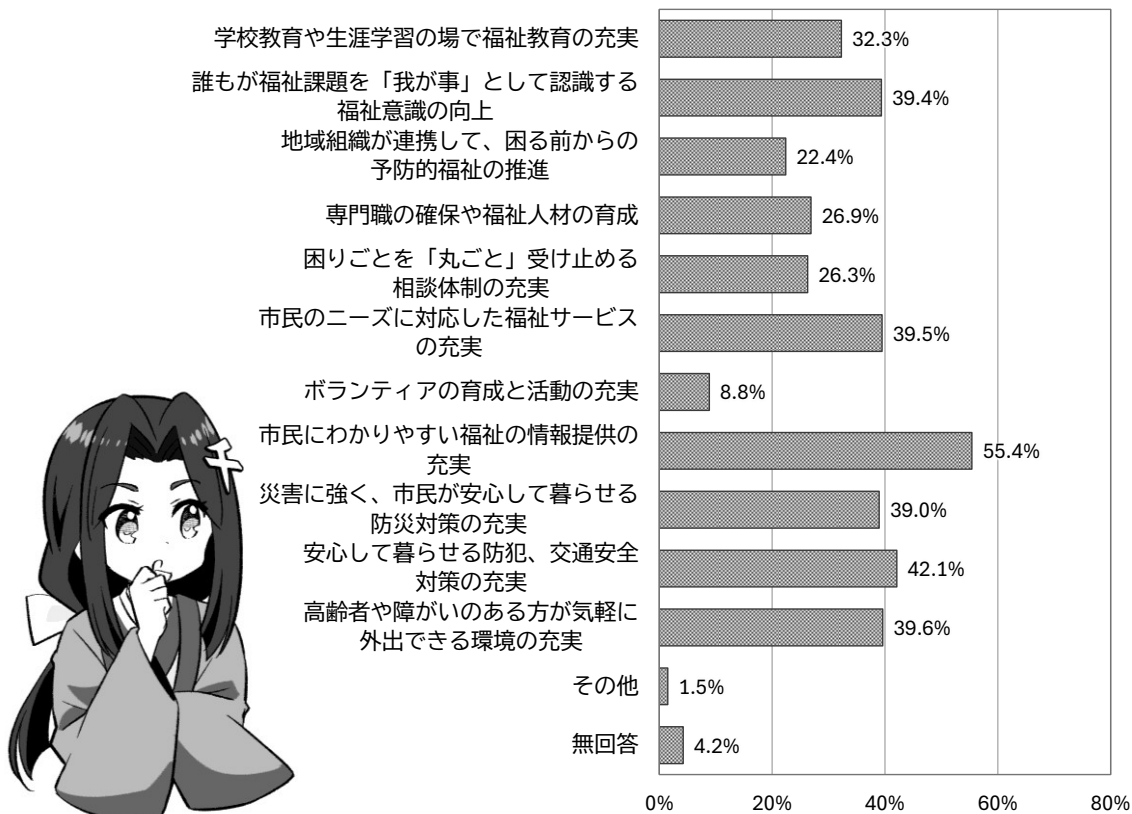
- 福祉分野の制度やサービスの充実について、「十分」、「まあ十分」という回答が多いのは、「福祉に関する情報の入手のしやすさ」、「住民の助け合いや支え合い」、「介護施設や在宅サービス」、「高齢者の生きがいづくりや介護予防」、「保育サービスや子育ての相談など子育て支援」などとなっています。
- 「不十分」、「やや不十分」が多いのは、「バリアフリーの環境」、「障がい者が家庭や地域の中で生活できる環境」、「災害時に避難が難しい方への支援」などとなっています。

常総市の福祉環境についての評価



○これから地域福祉を推進するために重要なことについては、福祉の情報提供、防犯や交通安全対策の充実、高齢者や障がいのある方が気軽に外出できる環境の充実、市民のニーズに対応した福祉サービスの充実、福祉課題を「我が事」として認識する福祉意識の向上、防災対策の充実などが多くなっています。

地域福祉を推進するために重要なこと



市民意向調査(18歳以上の市民)のまとめ

- 近所付き合いや助け合いの必要性は、90%近くの人が必要を感じていますが、住民同士のつながりの希薄化が指摘されています。
- 居住する地域の福祉を向上させるため、助け合い意識の醸成、災害時の対応、日常生活の支援が重要になっています。
- 病気などの健康の問題、家庭の問題、経済的な問題などが原因で、悩みやストレス、不満を感じることが多くなっています。自殺を身近な問題だと考えている人は多くありませんが、自殺対策の周知や相談体制の充実が必要だと考えられています。
- 生活困窮者自立支援制度、日常生活自立支援事業、成年後見制度などの認知度が低く、今後一層の周知が必要です。
- 地域福祉を推進するため、福祉の情報提供、防犯や交通安全対策の充実、高齢者や障がいのある方が気軽に外出できる環境の充実、市民のニーズに対応した福祉サービスの充実、福祉課題を「我が事」として認識する福祉意識の向上、防災対策の充実などが求められています。

課題

地域コミュニティの希薄化

日常生活の支援

悩みや不安に対する支援

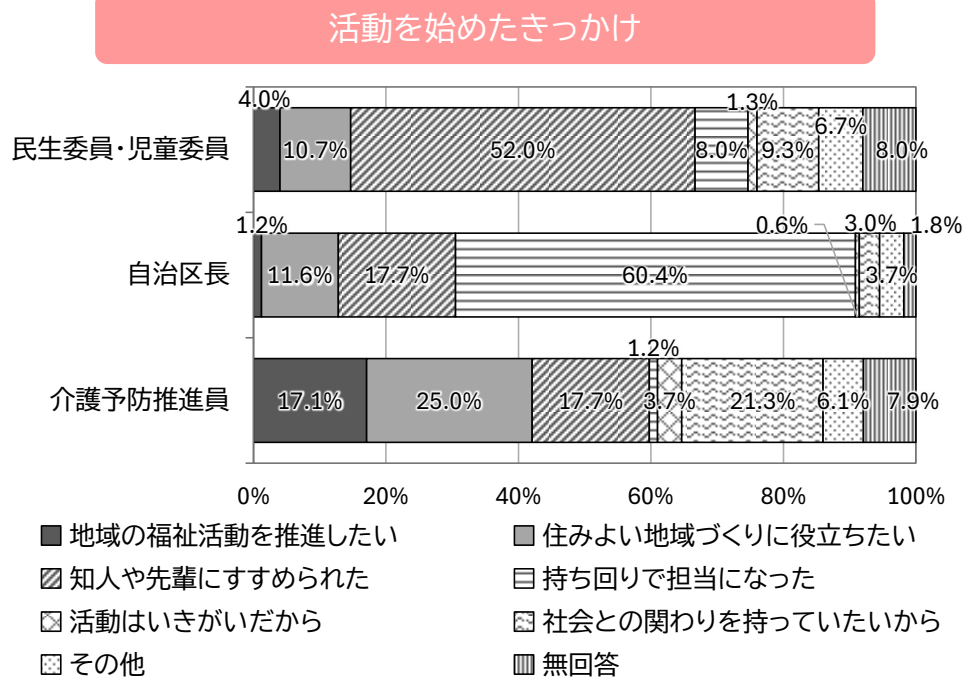
支援制度の周知

地域福祉施策の充実

(2) 担い手調査（民生委員・児童委員、自治区長、介護予防推進委員）

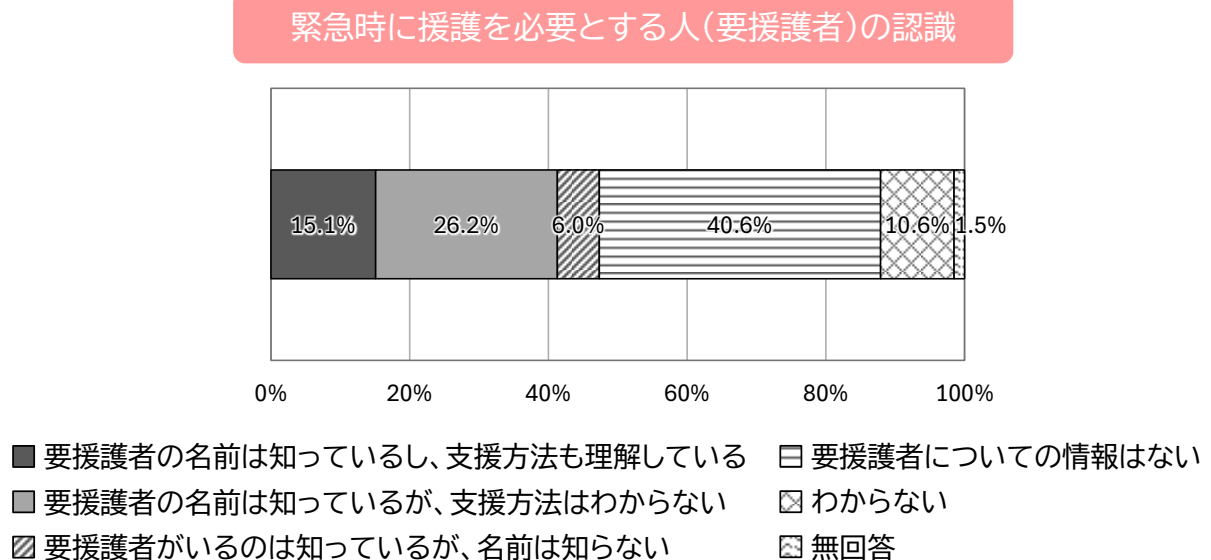
■活動を始めたきっかけについて

○活動を始めたきっかけについては、民生委員・児童委員は知人や先輩にすすめられた、自治区長は持ち回りで担当になった、介護予防推進員は住みよい地域づくりに役立ちたい、社会との関わりを持っていたいなど、きっかけが多様になっています。



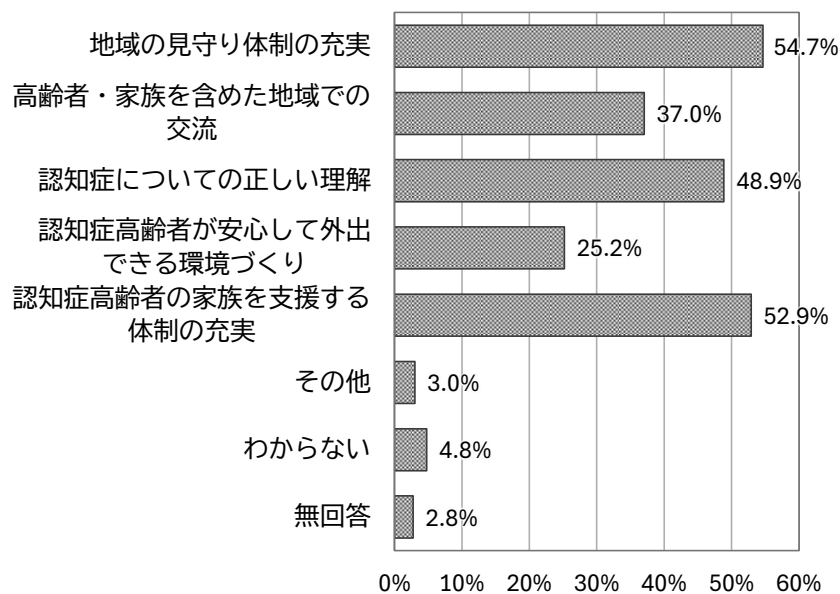
■支援を必要とする人に対する対応について

○災害時に援護を必要とする人（要援護者）については、情報が無いという回答が40.6%、また名前は知っているが支援方法が分からないが26.2%で、名前も支援方法も知っているという回答は15.1%となっています。



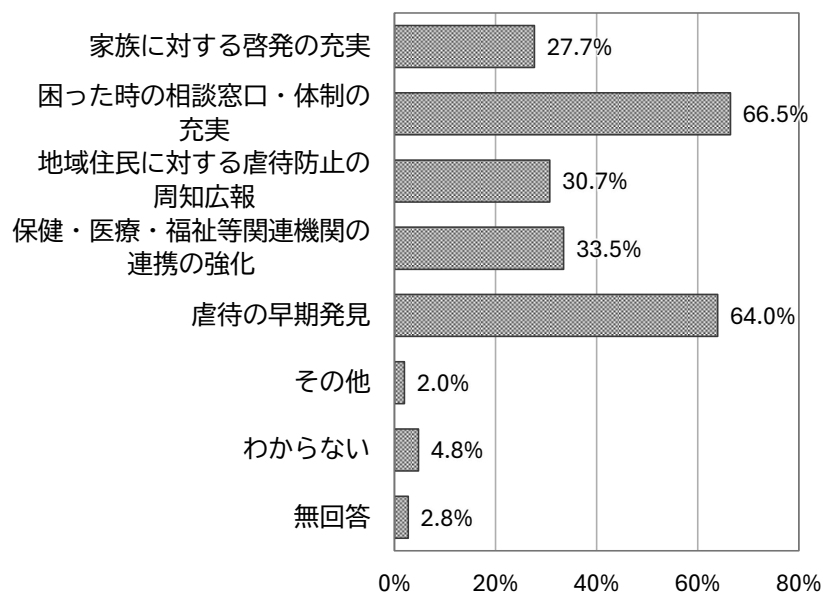
- 認知症高齢者の増加に対する取り組みとしては、地域の見守り体制の充実、認知症高齢者の家族を支援する体制の充実、認知症についての正しい理解などが多くなっています。

認知症高齢者に対する地域での重要な取り組み



- 虐待防止に対する取り組みとしては、困った時の相談窓口・体制の充実、虐待の早期発見などが多くなっています。

虐待防止対策として重要な対策



■地域の状況について

○最近の地域の状況については、高齢者だけの世帯が増えている、住民同士のつながりが薄くなっている、少子化が進んでいるなどが多くなっています。

地域の状況について感じること

選択項目	水海道中学校区	水海道西中学校区 (北地区)	水海道西中学校区 (南地区)	鬼怒中学校区	石下中学校区	石下西中学校区	無回答
住民同士のつながりが薄くなっている	22.4%	22.1%	24.0%	22.2%	25.4%	25.2%	31.3%
助け合いの気持ちが薄くなっている	14.0%	11.7%	12.9%	14.6%	14.3%	15.5%	12.5%
生活困窮者が増えている	3.6%	1.9%	3.4%	1.3%	1.5%	2.4%	0.0%
引きこもりの人が増えている	5.6%	3.9%	3.9%	5.7%	2.6%	1.0%	0.0%
子育てに困難を感じる人が多くなっている	1.6%	0.6%	2.6%	0.6%	0.7%	0.5%	0.0%
高齢者だけの世帯が増えている	27.2%	27.3%	25.8%	25.3%	26.5%	24.3%	31.3%
少子化が進んでいる	18.8%	23.4%	23.2%	20.9%	21.7%	21.4%	18.8%
治安が悪くなっている	5.2%	5.8%	2.6%	6.3%	5.5%	7.3%	0.0%
その他	1.2%	2.6%	1.3%	1.9%	1.1%	1.0%	0.0%
特にない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%
無回答	0.4%	0.6%	0.4%	1.3%	0.7%	1.5%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

福祉の担い手調査のまとめ

- 介護予防推進員や民生委員・児童委員は、経験年数が長くなっています。約7割がやりがいを感じていますが、負担を感じている人も半数となっています。
- 活動をする上で、地域住民の理解、他の団体との連携や協力、活動内容の市民への広報やアピールが十分でないことが指摘されています。
- 要援護者に対する必要な情報提供が求められるとともに、認知症高齢者や虐待防止に対する相談・支援体制の充実が求められています。
- 地域については、高齢者だけの世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化、少子化の進行など、環境が変化していることが指摘されています。

課題

地域福祉の担い手不足

地域福祉活動の発信

新たな福祉ニーズへの対応

地域環境の変化



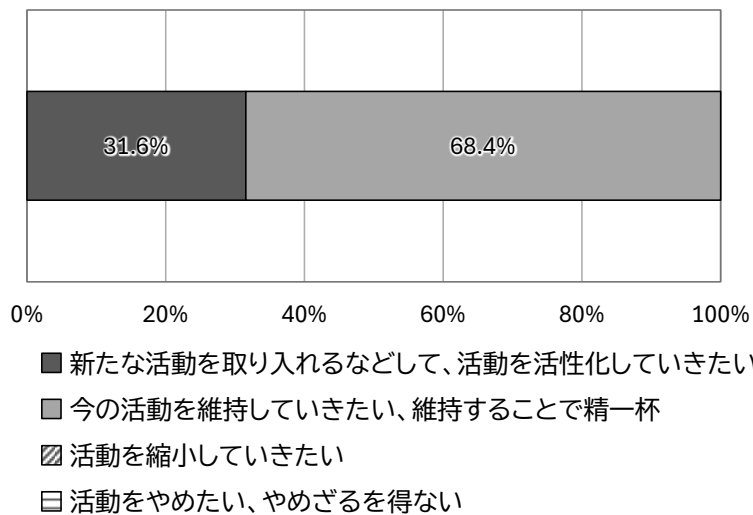
(3) ボランティア団体調査

■活動内容について

○活動内容は、高齢者への支援活動、地域社会福祉協議会としての活動、地域住民の交流に関する活動が多くなっており、やりがいがあるという回答が68.4%となっています。

○今後の活動については、今の活動を維持していきたい、維持することで精一杯が68.4%となっています。拡げていきたい活動などについては、自団体ではできない支援事業との連携が望まれています。

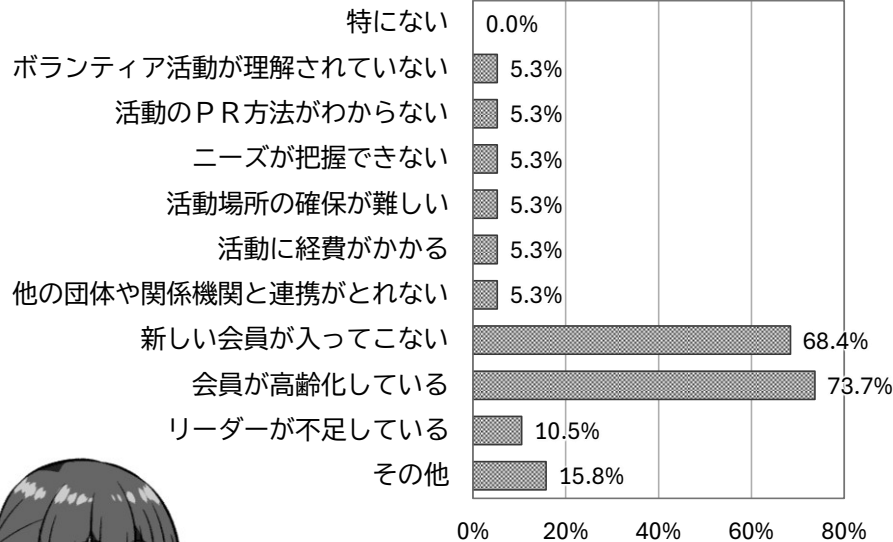
今後の活動の予定



■活動上の課題や問題点

○会員数は半数以上が 20 人未満となっており、会員の高齢化、新しい会員が入ってこないことなどが、活動をする上での課題となっています。

活動上の課題や問題点



ボランティア団体調査のまとめ

- 高齢者への支援活動、地域社会福祉協議会としての活動、地域住民の交流に関する活動が多く、活動にやりがいを感じていますが、今の活動を維持したい、維持することが精一杯という回答が多くなっています。
- 自団体では活動範囲が限定されることから、連携して自分の団体でできないことを補い合う関係づくりが求められています。
- 半数以上が 20 人未満の会員数で、会員の高齢化、新しい会員が入ってこないなどが、活動をする上での課題となっており、80%近くが新規会員を増やしたいと考えています。
- 他の団体との交流については、交流や連携を図っている団体はないが4割弱、定期的に交流や連携を図っている団体があるは3割弱となっています。

課題

組織の後継者不足

組織のネットワークづくり

福祉人材の確保

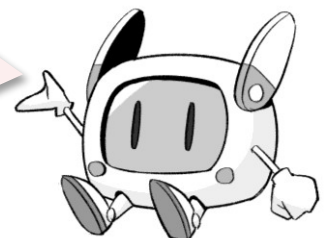
組織の連携支援

3-2 ワークショップの意見

■福祉サービスを必要とする人の様子や変化

グループワークでの意見の要旨	様子や変化のまとめ
◆ 経済的不安 ◆ 交通手段のない人への買い物・通院支援	移動手段の確保など、日常生活に対する支援が必要となっています。
◆ 障がい者のサポートと個人情報保護との関係 (住所等の把握ができない)	障がい者の支援が必要になっています。
◆ 人口の1割を占める外国人とのコミュニケーション、日本語教育の場づくり	外国人市民が増加しており、共生の取り組みが必要となっています。
◆ 自治会加入者の減少 ◆ 近所付き合い・助け合いの変化	自治会の継承が課題となっています。
◆ つながりの希薄化 ◆ 一人暮らしの増加とコミュニケーション	地域におけるコミュニケーションづくりが課題となっています。
◆ 不登校やネグレクト、ひきこもりなどへの対応 ◆ ヤングケアラーの把握と支援 ◆ 心の健康(不安や悩み)に対する支援 ◆ 自殺対策	福祉課題の多様化が進んでいます。
◆ 少子化が進み、子供会の解散などがみられる ◆ 子どもを産み育てる人が減っている	少子化により子どもが成長する環境が変化しています。
◆ 高齢者のみの世帯の増加 ◆ 高齢になっても自立している高齢者の増加 ◆ 街のなかでの高齢者のふれあいの場	高齢者を取り巻く環境が変化しています。
◆ 自然災害に対する備え ◆ 災害時の高齢者・障がい者に対する支援が積極的になっている	自然災害への対応が求められています。
◆ 核家族が増加し、子どもが病気の時の保育ニーズがある ◆ 寝たきりや介護を支える家族	家族の形の多様化が進むとともに、家族に対する支援も必要となっています。

地域の関係性や構成する人の変化、家庭の形の変化が指摘され、必要とする支援内容の多様化や交流・つながりの必要性が挙げられています。



■福祉サービスを提供する主体の様子や変化

グループワークでの意見の要旨	様子や変化のまとめ
◆福祉ニーズの多様化が進む一方で、情報の管理が重要となっている。 ◆福祉サービスのPRが不足している。	福祉サービスを必要とする人に適切にサービスを提供することが必要となっています。
◆若い人の出会いの場づくりが必要となっている。 ◆学校との連携や就労支援などが必要となっている。	若年層への支援が必要となっています。
◆保育士や専門家が不足している。 ◆福祉の担い手が高齢化している。 ◆緊急時の障害者の支援体制の周知が必要となっている。 ◆担い手の待遇改善が必要となっている。	福祉人材の不足が課題となっています。
◆高齢者のみ世帯が増加し老老介護が増加している。	高齢者世帯に対する支援が必要となっています。
◆地域のつながりが希薄化している。 ◆地域コミュニティの担い手やボランティアが不足している。	地域コミュニティの活動支援が必要となっています。

求められるサービスが多様化する中で、人材の不足や高齢化、後継者不足などが指摘されています。



■第4期常総市地域福祉計画についての課題

視 点	課 題
日常生活で求められている支援内容	◎通院、買物などの外出支援 ◎デマンドタクシーの充実 ◎JOYバスの拡充 ◎緊急時通報システム ◎犯罪をした人の仕事や住居の支援 ◎ごみ出し、草取りの支援
各種支援制度の問題点・改善点	◎情報提供（SNS、広報紙、周知の拡充） ◎交通整備、JOYバスの改善 ◎病後児保育 ◎若い人と高齢者の交流 ◎個人情報の保護と共有 ◎「せいむ」の制度 ◎担い手不足
支援を提供する側の体制や連携	◎担い手の処遇改善 ◎医者確保 ◎担い手不足や高齢化への対応 （消防団員、民生委員・児童委員、保護司など）
地域共生社会の実現に必要なこと	◎コミュニティセンターなど気軽に集まる場の整備 ◎市民と共に考える課が取り組んでいる、新しいコミュニティづくりの推進 ◎日本語教育の推進
助け合いの醸成に必要なこと	◎地域のコミュニケーション拠点 ◎ボランティア精神の啓発 ◎幼少教育
その他	◎行方不明者対策・認知症対策としてのGPSなど

日常生活における支援の充実、地域福祉への参加促進、支援の体制づくり、地域の安全・安心な環境づくりやつながる機会の創出など、様々な課題が出されました。



■第4期常総市地域福祉計画の目標

グループワークでの意見の要旨	目標の考え方
◆子どもたちが住みやすい居場所 ◆子どもが元気に育つまち ◆若い人を育てる計画	子どもや若者に対する支援を充実する
◆地域共生社会の実現を目指す ◆みんなでつくる分かりやすい計画	みんなが連携して「我が事」として地域福祉の充実に取り組む
◆ウェルビーイングの向上 ◆長く住み続けられる常総市 ◆費用負担の軽減 ◆防犯、安全・安心、みんなで支え合う	住み慣れた地域で住み続けられる環境をつくる



地域の安全を確保しながら、地域共生社会の実現を目指し、住み続けることができる地域を子どもや若い人につなぐことが求められています。

3-3 第4期常総市地域福祉計画の課題

意向調査結果、策定委員によるワークショップの検証結果から、課題を整理しました。

■課題－1 日常生活における支援の充実

意向調査においては、地域における住民同士のつながりや助け合いが少なくなっていることが課題となっています。また、少子化、高齢化が進む中で、日常生活を支えるサービスのニーズが多くなっています。

住み慣れた地域で暮らせるよう日常生活における支援を充実させる必要があります。

■課題－2 適切な支援につなげる情報発信

地域コミュニティや家族構成等が変化する中で、子どもや高齢者を巡るニーズの複雑化多様化が進んでいます。そのため、関係機関が連携し重層的に支援することが必要であり、福祉サービスに関する情報発信の強化、相談・支援体制の充実が重要です。

■課題－3 地域における福祉の担い手づくり

地域住民同士の交流機会を創出し、地域におけるつながりを強めるための意識づくりが必要です。地域におけるつながりの創出においては、活動する主体の連携・協働や、将来の担い手となる世代の参加を促進することが必要です。

■課題－4 地域のたすけあい意識の醸成

高齢者や障がい者については、住み慣れた地域で暮らすことができるよう見守りや支えあいの活動がこれまで以上に重要になっています。

日常生活をはじめ災害時の避難など、多様な支援が必要となるため自助・互助・共助・公助といった助け合い意識の醸成に取り組み、誰もが住み慣れた地域で暮らせる支援体制をつくる必要があります。

■課題－5 多様な社会や地域とつながる機会の創出

ライフスタイルが変化する中で、子どもや子育てを巡る課題、虐待、孤立、ひきこもり、ヤングケアラーなど新たな課題などが顕在化しています。また、罪や非行を犯した者などに対する更生保護、自殺予防に対する取組なども求められています。さらに、本市においては、人口の約1割を占める外国籍住民との交流も重要となっており、異なる文化を超えて社会や地域とつながる機会の創出を進める必要があります。

■課題－6 安全・安心な生活環境の創出

近年、自然災害が頻発し、被害も大きくなっています。本市においては、平成27(2015)年9月関東・東北豪雨において水害を経験しており、市内の多くに洪水浸水ハザードエリアが指定されていることから、安全・安心な生活環境づくりに向け、地域において、要支援者や子ども・独居高齢者などが互いに支え合い、つながることが求められています。

第4章 基本理念と基本方針

1. 上位関連計画及び既往計画での位置づけ

(1) 常総市総合計画「じょうそう未来創生プラン」(基本構想：(2018～2027))

本市の最上位計画である「じょうそう未来創生プラン」において、将来都市像を「みんなでつくる しあわせのまち じょうそう」とし、基本理念を「じょうそう3「た」のまちづくり」としてします。第4期常総市地域福祉計画においても、この理念に基づき計画策定を行います。



基本理念1 ^{たの}楽しいまちづくり = みんなでつくるまちづくり

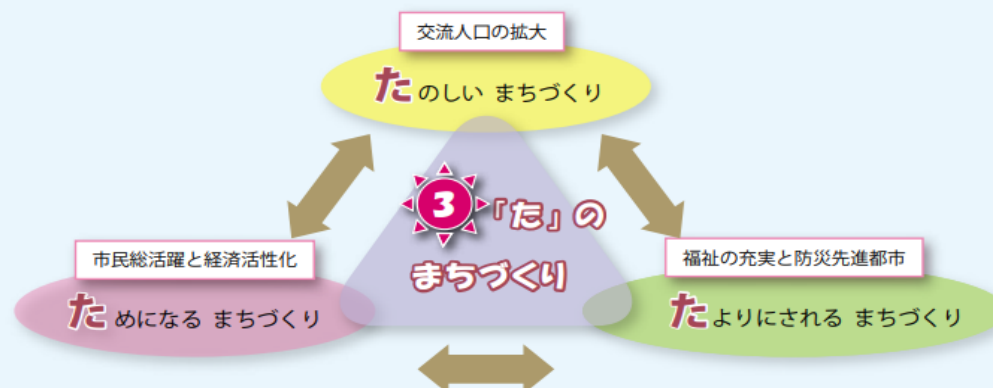
多くの人が住むまちにするためにも「楽しい」ことは欠かせません。みんなで取り組むためには「楽しい」まちづくりが大切です。常総市のまちづくりは「楽しい」ことを一番に目指します。

基本理念2 ^{ため} になるまちづくり = みんなに役立つまちづくり

まちづくりは「楽しい」だけでは足りません。まちづくりの成果がみんなの「 becoming 」ことに意味があります。みんなの夢や希望が叶うまちづくりが大切です。常総市のまちづくりは「 becoming 」ことを目指します。

基本理念3 ^{たよ} 頼りにされるまちづくり = みんなが支えあうまちづくり

「楽しく」「 becoming 」まちづくりを進めると、市民・行政・団体・事業者などの間に厚い「信頼関係」が生まれます。いざというときはもちろん、日々の暮らしの中でもお互いが「頼りにされる存在」となり、「お互いさまの意識」ができてきます。常総市のすべての人が、お互いに「頼りにされる」まちづくりを目指します。



また、地域福祉について次のように示しています。

市民が相互に支え合う福祉を進める

地域共生社会の推進	○「第3期常総市地域福祉計画」に基づき、地域共生社会の実現に向け、身近な地域での福祉の拠点づくりを進めるとともに、福祉サービス利用の推進、地域福祉事業の充実、ふれあいのあるコミュニティづくりに取り組みます。 ○誰一人取り残さない地域を作るため、新しい地域包括支援・相談体制づくりを推進します。
地域福祉活動の充実	○ケアラー、虐待防止といった新しい福祉課題に取り組みます。 ○社会福祉協議会と連携し、ボランティア人材の確保や活動の充実に支援します。

第4期常総市地域福祉計画においては、後期基本計画に位置づけられた、「**地域共生社会の推進**」と「**地域福祉活動の充実**」を図るため、人口減少や高齢化が進む中で、地域における支え合いの再生や多様化する福祉課題への対応を目指します。

(2) 第3期常総市地域福祉計画

第3期常総市地域福祉計画においては、「健やかで 幸福を分かち合うまち ～ ひとりの暮らしをみんなで支える しあわせのまち じょうそう～」を基本理念とし、次のような重点目標と基本目標を設定しています。

《重点目標》地域共生社会の実現に向けたまちづくり

- ①身近な地域を基礎とした福祉の地域づくり
- ②身近な地域の拠点（小さな拠点）づくり

『基本目標 1』ためになる 福祉のまち ➤ 福祉サービス利用の推進

- ①適切かつ総合的な福祉情報の提供
- ②親しみやすい相談業務の実施
- ③福祉サービス利用援助事業等の実施

『基本目標 2』たよりになる 福祉のまち ➤ 地域福祉事業の充実

- ①地域福祉推進機関の充実
- ②地域福祉事業の計画的推進
- ③地域包括ケアマネジメントの充実
- ④福祉サービスの質の向上

『基本目標 3』たすけあう 福祉のまち ➤ ふれあいのあるコミュニティづくり

- ①安心・安全・共生のまちづくり
- ②避難行動要支援者対策
- ③虐待防止・人権擁護
- ④ボランティア活動の振興
- ⑤地域福祉の担い手づくり

(3) 第3期計画と第4期計画の基本方針の関係性

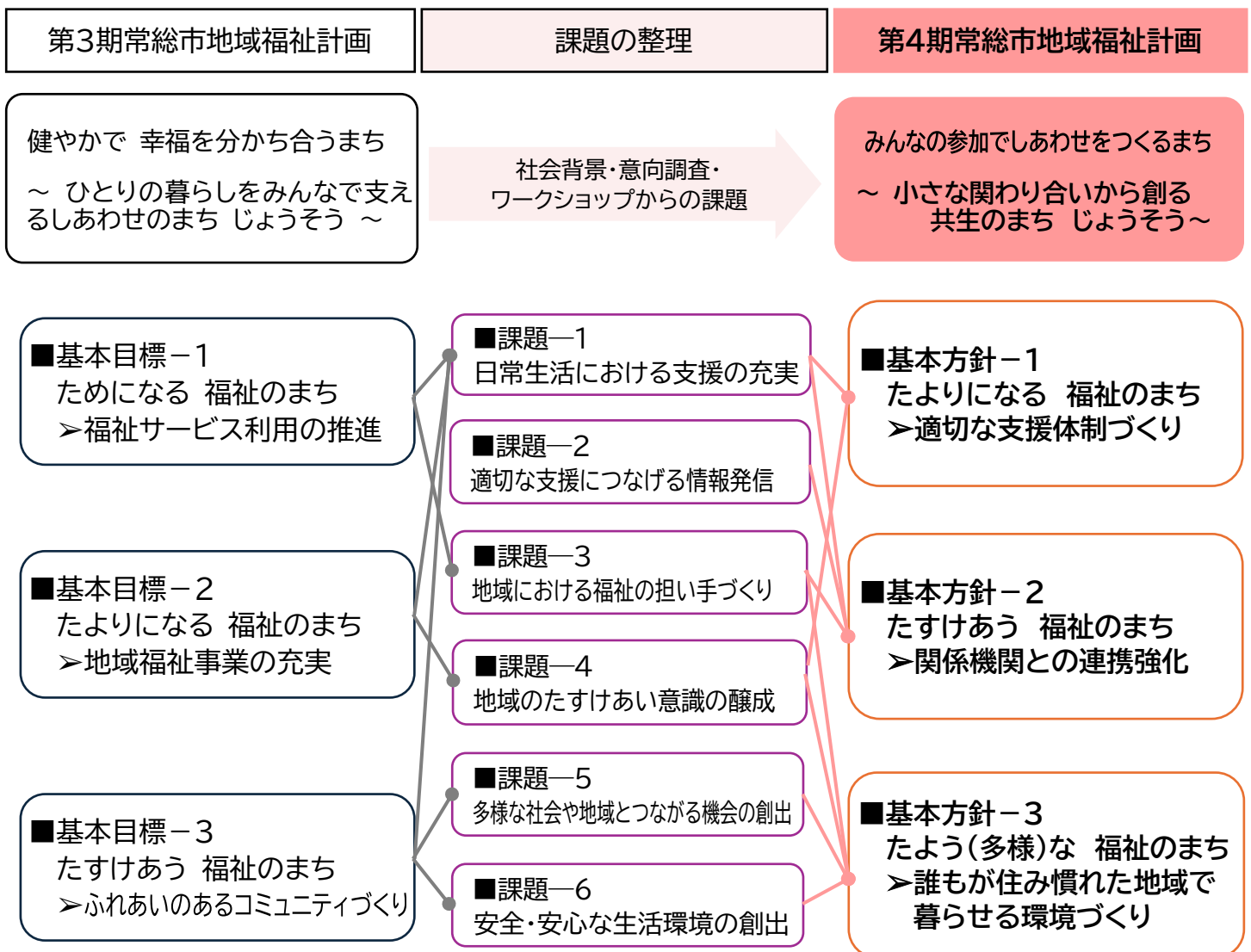
第4期常総市地域福祉計画は、本市の最上位計画である「じょうそう未来創生プラン～みんなでつくる しあわせのまち じょうそう～」に即した計画としています。

基本理念や基本方針の策定については、第3期常総市地域福祉計画の基本理念や基本方針を踏まえつつ、現在の社会背景や、今回実施した意向調査、ワークショップなどから課題を整理し、基本理念と3つの基本方針を設定して施策を展開します。

じょうそう未来創生プラン

～みんなでつくる しあわせのまち じょうそう～

【基本構想：(2018～2027) 後期基本計画(2023～2027)】



2. 第4期常総市地域福祉計画の基本理念

第3期常総市地域福祉計画では、「健やかで しあわせを分かち合うまち ～ ひとりの暮らしをみんなで支える しあわせのまち じょうそう ～」という基本理念のもとで、子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、だれもが家庭や住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしくいきいきと生活ができるように、『地域共生社会づくり』を進めていくことを目指し計画を推進してきました。

第4期常総市地域福祉計画においても、引き続き「地域共生社会づくり」の実現を目指すこととします。人口減少や高齢化などの社会環境の変化や、支援を必要とする人が持つ課題の多様化・複雑化が進んでいることを踏まえ、支援を必要とするすべての人が、尊厳と自主性を持ち、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、「市民、地域・団体、行政」が、それぞれに役割を持ち、福祉のまちづくりに参画できることを目指し、次のように定めます。

**みんなの参加でしあわせをつくるまち
～ 小さな関わり合いから創る共生のまち じょうそう ～**



3. 計画の基本方針

基本理念を具体化するため、3つの基本方針を設定し、体系的に施策を展開することとします。

■基本方針－1 たよりになる福祉のまち ➤ 適切な支援体制づくり

福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、福祉サービスの情報発信の強化、相談支援体制の整備を充実させます。また、福祉課題が多様化・複雑化する中で、適切な支援を行えるよう、情報の共有化や情報技術の活用を推進します。

■基本方針－2 たすけあう福祉のまち ➤ 関係機関との連携強化

人口減少や高齢化が進む中で、地域福祉における助け合い意識の醸成を図るとともに、福祉の担い手の確保や福祉サービスに携わる関係機関や団体との連携を促進し、地域共生社会の実現に向けた環境整備を進めます。

■基本方針－3 たよう（多様）な福祉のまち ➤ 誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

全ての人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、それぞれの人が持つ課題に寄り添った福祉環境づくりに取り組みます。また、自然災害や犯罪被害に対し、安全で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

第5章 施策の展開

5-1 施策の体系

■基本方針-1 たよりになる福祉のまち ➤ 適切な支援体制づくり

- ◆施策1-1 必要なときに相談できる体制の充実
- ◆施策1-2 いのちを守る体制づくり
- ◆施策1-3 暮らしと尊厳を守る体制づくり(成年後見制度利用促進計画)
- ◆施策1-4 情報提供の充実
- ◆施策1-5 デジタル技術を活用した福祉情報の共有の推進

■基本方針-2 たすけあう福祉のまち ➤ 関係機関との連携強化

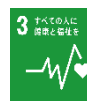
- ◆施策2-1 交流機会や活動の場づくりを通じた地域活動への参加促進
- ◆施策2-2 地域における福祉の担い手の育成
- ◆施策2-3 複雑化する福祉課題への対応力の強化
- ◆施策2-4 地域福祉を担う団体への支援と、専門的人材の確保
- ◆施策2-5 安全・安心に暮らすことができる地域づくり

■基本方針-3 たよう（多様）な福祉のまち ➤ 誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

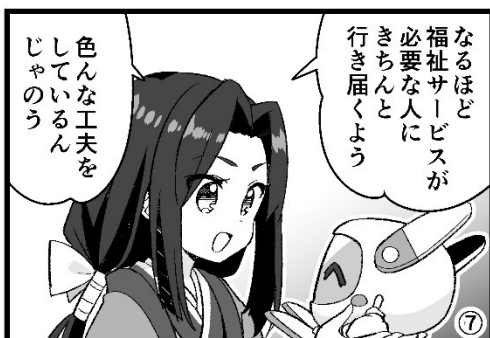
- ◆施策3-1 地域での支え合いを育むつながりの創出
- ◆施策3-2 自分らしく生活できる環境の創出
- ◆施策3-3 犯罪や非行を犯した者の社会復帰の支援(再犯防止推進計画)
- ◆施策3-4 地域福祉環境づくりの充実

5-2 施策の展開

■基本方針-1 たよりになる福祉のまち ➤ 適切な支援体制づくり



～千ちゃん SNSで市の福祉サービスを知る～



※AIロボットはフィクションです

◆施策1-1 必要なときに相談できる体制の充実

すべての人が健やかに暮らせるよう、社会福祉協議会と連携しながら、福祉サービスへのアクセスや、個人や身近な人の悩みや問題について相談や支援を受けることができる体制の整備を充実させます。

①相談・支援体制の整備

内 容

多様かつ、複雑化する福祉課題に対応するため、庁内関係課における相談・支援体制のさらなる充実を図るとともに、必要な情報の共有化を図る体制の整備を進めます。

主な取組

- ★相談支援事業、基幹相談支援センター委託 【社会福祉課】
- ★高齢者総合相談窓口の設置 【高齢福祉課】
- ★休日夜間高齢者相談の窓口委託 【高齢福祉課】
- ★在宅医療・介護連携相談の窓口委託 【高齢福祉課】
- ★関連部署との情報共有 【介護保険課】
- ★「こども家庭センター」の開設（妊娠期から子育て期の様々な不安や悩み、18歳までのこどもや子育て家庭の心配事など幅広く相談対応） 【こども課】
- ★のびのび子育て相談・電話相談 【保健推進課】
- ★常総市健康カレンダーによる情報発信 【保健推進課】
- ★疾病予防等の講演会・教室実施 【保健推進課】
- ★健診結果説明会・健康相談実施 【保健推進課】
- ★高齢者事業・介護予防事業実施 【保健推進課・高齢福祉課】
- ★消費生活センター 【商工観光課】
- ★女性臨床心理カウンセラーの女性相談窓口 【人権推進課】

◆施策1-2 いのちを守る体制づくり

不安や悩み、社会的孤立など近年の社会問題に対する支援とともに、自殺対策の周知・相談体制の整備に取り組みます。

①自殺防止に対する支援

内 容	主な取組
一人で悩まず相談することの大切さ、ストレスや不安との向き合い方などに対する理解を醸成するため、自殺予防週間を活用した周知活動や、世代や環境に応じたSOSの出し方についての啓発を行います。	★自殺対策に関するパンフレットによる啓発 【社会福祉課】

②こころの健康づくりの支援

内 容	主な取組
こころの健康づくりを支援するため、病気や家庭の問題等についての相談・支援体制の充実を図るとともに、うつ予防などに対する周知を行います。	★こころの健康相談 【社会福祉課】 ★妊産婦のうつ対策 【保健推進課】 ★乳児訪問 【保健推進課】 ★休日夜間高齢者相談の窓口委託 【高齢福祉課】

③孤立防止に向けた取組の強化

内 容	主な取組
孤立の防止や生きがいの創出を図るため、学校や職場、地域などと連携し、声掛けや交流機会の創出に対する支援、地域における居場所づくり等に取り組みます。	★孤独・孤立政策について関係各課と情報共有 【社会福祉課】 ★民生委員や介護予防推進員による訪問活動 【社会福祉課・高齢福祉課】 ★各種介護予防教室 【高齢福祉課】 ★専門的な知識を有する職員と関係機関との連携による支援 【こども課】 ★適応指導教室や校内フリースクール 【指導課】 ★スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 【指導課】

④相談・支援体制の整備

内 容	主な取組
自殺や悩みを抱える人を支援する人材の育成、地域におけるネットワークづくりを推進し、自殺予防に向けた包括的な相談支援体制の構築を進めます。	★孤独・孤立政策について関係各課と情報共有 (再掲)【社会福祉課】 ★民生委員や介護予防推進員による訪問活動 (再掲)【社会福祉課・高齢福祉課】 ★各種介護予防教室 (再掲)【高齢福祉課】 ★専門的な知識を有する職員と関係機関との連携による支援 (再掲)【こども課】 ★適応指導教室や校内フリースクール (再掲)【指導課】 ★スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 (再掲)【指導課】

◆施策1-3 暮らしと尊厳を守る体制づくり(成年後見制度利用促進計画)

認知症高齢者をはじめとして、意思決定に支援を必要とする人の暮らしと尊厳を守るため、成年後見制度の周知・相談体制の整備に取り組みます。

【常総市成年後見制度利用促進計画】

1. 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な人の権利や財産を守る手段として始められました。

しかしながら、判断能力が不十分であり支援を必要とする人々を支える重要な手段である成年後見制度が十分利用されている状況となっていないことから、国では制度の利用促進を図るため、平成29(2017)年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

本市においても、介護や支援を必要とする人が今後も増加すると見込まれる中で、成年後見制度を活用した権利擁護への取り組みは一層重要になると考えられます。

そのため、認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がい等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進するため、本計画を策定するものです。

【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第 五 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努める。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2. 計画の位置づけ

成年後見制度の推進においては、支援を必要とする人の生活に密接に関わる地域福祉との関連が深いことから、「第4期常総市地域福祉計画」において「成年後見制度利用促進計画」を包含して取り組むこととします。

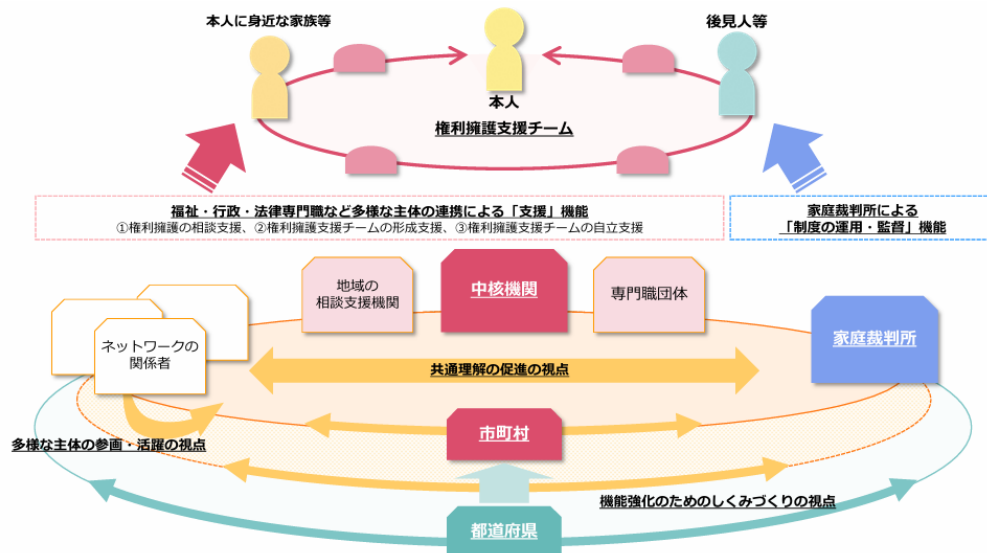
3. 地域連携ネットワークづくりと中核機関の設置

地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」であり、「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」の3つのしくみで構成されます。

地域連携ネットワークづくりと中核機関の設置は、地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みであり、さらに進めていくことが必要となっています。

このうち、中核機関の設置については、努力義務とされており、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」を担い、不正防止効果が期待されています。





広報機能	○制度の利用促進に向け、パンフレットの作成・配布、講座開催などにより啓発を行います。
相談機能	○成年後見の相談窓口になるとともに、福祉や法律などの専門的人材と連携した支援を行います。
成年後見制度利用促進機能	○申し立てに関する相談・支援や、後見人養成研修を実施します。
後見人支援機能	○後見人等からの相談対応や親族後見支援を行います。

①権利擁護に対する情報提供

内 容

成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を行うほか、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

主な取組

★成年後見制度に関する情報提供【社会福祉課】
 ★「地域連携ネットワーク」の中心となる中核機関設置に向けた取組
 【社会福祉課・高齢福祉課】

②権利擁護に対する総合的な支援

内 容

意思決定に支援を必要とする人の権利擁護を支援するため、保健・医療・福祉の専門職による認知症予防や悪化防止の支援を行うほか、必要に応じて、権利擁護を含めた総合的な支援を行います。

主な取組

★成年後見制度に関する相談対応
 【社会福祉課・高齢福祉課】
 ★成年後見制度利用支援事業の活用
 【高齢福祉課】
 ★認知症初期集中支援体制の充実【高齢福祉課】
 ★介護予防教室の開催【高齢福祉課】
 ★相談内容の共有【保健推進課】

③成年後見制度利用の環境整備

内 容	主な取組
関係機関との連携を強化し、安心して制度を利用できる環境を整えます。	★市民後見人の養成研修会の開催【社会福祉課】 ★成年後見制度利用支援事業の活用 (市長申立て、報酬助成)【高齢福祉課】 ★市民向け制度周知の研修会開催【高齢福祉課】

④後見人支援制度の構築

内 容	主な取組
地域連携ネットワークの構築、地域包括ケアシステムなどの既存ネットワークを活用しながら、後見人支援に取り組みます。	★後見人支援体制の構築【社会福祉課】 ★地域ケア個別会議開催【高齢福祉課】 ★既存のネットワーク機能の充実【高齢福祉課】 ★後見人向け研修会開催【高齢福祉課】

◆施策1－4 情報提供の充実

福祉サービス必要とする人が、適時に情報を得ることができるよう、情報提供を強化します。

①情報発信の充実

内 容	主な取組
市が発行する広報媒体を介した情報提供のほか、公共施設、医療・福祉施設等に福祉情報のパンフレットの配置をする等、多様な方法による効果的な情報提供を推進します。	★広報誌・市ホームページ・SNS 等による情報発信 【社会福祉課・こども課・保健推進課】 ★高齢者向け広報ハッピーだより発行 【高齢福祉課】 ★介護保険のわかりやすい利用手引き発行 【介護保険課】 ★母子手帳アプリ「母子モ」、常総市健康カレンダーでの情報発信 【保健推進課】 ★茨城県公式健康推進アプリ「元気アップ!りいばらき」の普及啓発 【保健推進課】

②相談体制の充実

内 容	主な取組
福祉・介護・保健等の市民福祉担当窓口が連携し、相談者のニーズに即した迅速な対応に努めるほか、各地区の民生委員・児童委員等に対し福祉相談業務の研修会等を実施するなど、地域の相談員として活動しやすい状況を作るほか、広報等によりその存在を広くアピールします。	★高齢者総合相談窓口の設置 【高齢福祉課】
	★身近な高齢者の相談窓口、休日夜間高齢者相談窓口、在宅医療・介護連携相談窓口の委託 【高齢福祉課】
	★生活支援コーディネーターの配置 【高齢福祉課】
	★介護保険事業所連絡会の開催 【介護保険課】
	★常総市健康カレンダーによる情報発信 【保健推進課】
	★疾病予防の講演会・教室実施 【保健推進課】
	★健診結果説明会・健康相談の実施 【保健推進課】
	★消費生活センターの出前講座 【商工観光課】
	★広報・防災無線による注意喚起と啓発活動 【商工観光課】

◆施策1－5 デジタル技術を活用した福祉情報の共有の推進

多様化、複雑化する福祉課題に対応するため、福祉分野において、必要な情報が適切に共有できるよう、情報の共有やネットワーク化を推進します。

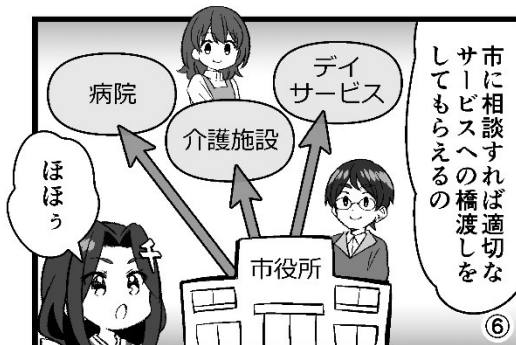
①庁内における福祉情報の共有

内 容	主な取組
福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった、福祉分野を取り巻く課題に対応するため、庁内関係課において、必要な情報の共有を推進し、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供する体制を強化します。	★関係各課との連携体制を強化し、デジタル技術の活用による情報共有推進 【関係各課】

■基本方針－2 たすけあう福祉のまち ➤ 関係機関との連携強化



～千ちゃん 助け合い意識の大切さを知る～



◆施策2-1 交流機会や活動の場づくりを通じた地域活動への参加促進

地域コミュニティの関係性の希薄化が指摘されていることを踏まえ、地域コミュニティの再生に向け、地域活動への参加のきっかけづくりや活動の場づくりに取り組みます。

①地域における交流機会創出に対する支援

内 容	主な取組
教育施設と地域との交流、世代間交流等、地域における多様な交流の取組を支援します。	★社会福祉協議会によるお食事会 【社会福祉課】 ★ボランティア団体の活動支援 【社会福祉課】 ★子育て支援センター 【こども課】 ★田植え体験による地域との交流 【指導課】 ★地元との資源回収協働 【指導課】

◆施策2-2 地域における福祉の担い手の育成

高齢化や共働き世帯の増加により、地域活動に参加する人が減少していることを踏まえ、将来の地域の担い手を確保するため、若年層を中心に地域活動への参加を促進します。

①地域福祉の担い手確保に対する支援

内 容	主な取組
民生委員・児童委員、介護予防推進員等の福祉人材の確保を図るため、活動内容等についての周知に取り組みます。	★5月活動強化週間チラシ全戸配布・広報紙活動PR 【社会福祉課】 ★介護予防推進員の養成及び教室運営等の支援 【高齢福祉課】

②社会福祉協議会との連携による人材確保の推進

内 容	主な取組
地域福祉を支える担い手やボランティアの確保を図るため、地域福祉活動の担い手である社会福祉協議会等との連携を強化します。	★事業委託や人件費負担などの支援 【社会福祉課】 ★人材確保のための広報支援 【社会福祉課】 ★生活支援コーディネーターの委託 【高齢福祉課】

◆施策2-3 複雑化する福祉課題への対応力の強化

地域や個人の福祉活動が多様化、複雑化する中で、福祉課題の解決を担う個人や組織の連携や重層的支援を推進します。

①福祉を担う組織間の連携強化

内 容	主な取組
複雑化する福祉課題に対応するため、地域自立支援協議会の活用を推進するとともに、福祉を担う組織同士の意思疎通の強化を図ります。	★自立支援協議会の開催 【社会福祉課】 ★介護予防推進員による教室への支援 【高齢福祉課】 ★スムーズな窓口対応継続 【介護保険課】 ★こども家庭センター合同ケース会議開催 【こども課・保健推進課】

②支援体制の整備

内 容	主な取組
子ども、高齢者、障がい者等、異なる福祉ニーズに対応するため、重層的に、必要な支援ができる体制づくりを進めます。	★重層的支援体制の充実 【社会福祉課】 ★高齢者総合相談窓口の設置 【高齢福祉課】 ★休日夜間高齢者相談窓口と在宅医療・介護連携相談窓口の委託 【高齢福祉課】 ★各種相談窓口の充実・周知徹底 【高齢福祉課】 ★スムーズな窓口対応 【介護保険課】 ★こどもを守るネットワーク協議会の開催 【こども課・保健推進課】

◆施策2-4 地域福祉を担う団体への支援と、専門的人材の確保

ボランティア組織など、地域福祉を担う団体の後継者の育成や組織同士の連携強化を推進します。

少子高齢化が進む中で、人材不足が課題となっていることから、保健・医療、福祉、教育分野における専門的人材確保を推進します。

①福祉活動を行う団体等との連携強化

内 容

地域福祉を担う、各種福祉団体の活動を支援するため、市民に対する活動の周知を支援するほか、団体同士の連携強化に対する支援を行います。

主な取組

- ★地域住民等による自発的活動の支援
【社会福祉課】
- ★シルバー人材センターの連携・支援
【高齢福祉課】
- ★常総市母子寡婦福祉会の連携・支援
【こども課】

②ボランティア活動の体験機会の提供

内 容

ボランティア活動への参加を促進するため、社会福祉協議会と連携しながら、市民に向けた広報活動の充実、小中高校生向けの体験機会の提供などに取り組みます。

主な取組

- ★赤い羽根共同募金の中高校生参加推進
【社会福祉課（社会福祉協議会）】

③専門職人材の確保

内 容

官民連携による地域福祉を推進するため、医療・福祉、教育分野などにおける専門的人材の確保に取り組みます。

主な取組

- ★専門職（各分野の有資格者）の配置
【福祉部関係各課】
- ★介護職員等の専門的人材処遇改善支援
【高齢福祉課・介護保険課】
- ★介護職員初任者研修受講支援事業
【高齢福祉課・介護保険課】
- ★茨城県保育教諭資格取得支援事業【こども課】
- ★要医療的ケア児童・生徒に対する訪問看護ステーションへの委託
【学校教育課】
- ★看護師雇用による児童生徒への支援
【学校教育課】
- ★スクールカウンセラー配置事業
【指導課】
- ★スクールソーシャルワーカー配置事業
【指導課】

◆施策2-5 安全・安心に暮らすことができる地域づくり

自然災害や防犯・交通安全など、日常生活における様々な危険を理解し、自助・互助・共助に必要な公助を講じることにより、助け合いながら暮らすことができる環境づくりを推進します。

①高齢者の生活利便性の確保

内 容	主な取組
高齢者をはじめとする交通弱者の移動利便性を確保するため、JOYBUS（常総市コミュニティバス）や予約型乗合交通ふれあい号をはじめとして、公共交通の利用促進を図ります。	★高齢者の運転免許自主返納に対する「JOYBUS（常総市コミュニティバス）」「予約型乗合交通ふれあい号」利用券（2万円）交付 【防災危機管理課】 ★福祉タクシー券の交付 【社会福祉課】 ★JOYBUS お試し乗車券発行 【都市計画課】 ★定期的な JOYBUS のルート等の見直し 【都市計画課】 ★AI を用いたふれあい号予約システムによる配車効率化 【都市計画課】

②地域における支援体制の整備

内 容	主な取組
高齢世帯の増加や世帯の小規模化などが予想されることから、地域における見守りや生活支援について検討します。	★民生委員・児童委員による見守り活動・救急医療情報キット 【社会福祉課】 ★事例検討会の開催によるケアマネジメント充実 【高齢福祉課】 ★高齢者見守りサポート事業と買い物支援事業の推進 【高齢福祉課】

③子どもや家庭に対する切れ目のない支援体制の整備

内 容	主な取組
生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがなく、貧困が世代を超えて連鎖することがない環境づくりに向け、「教育支援」、「生活支援」、「就労支援」、「経済的支援」を柱として、子どもや家庭に対する総合的な支援に取り組めます。	★子どもの学習支援・生活支援事業 【社会福祉課】 ★生活保護制度の相談支援 【社会福祉課】 ★ひとり親家庭への就労支援 【社会福祉課・こども課】 ★各種手当の支給 【こども課】 ★就学援助制度実施(修学旅行費、医療費、学用品等の一部補助) 【学校教育課】

④生活困窮者に対する支援の充実

内 容	主な取組
生活困窮者のニーズの把握や不安の解消を図るため、相談体制の充実を図るとともに、ハローワーク、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の関係機関等との連携強化を図り、生活困窮者の状況把握や自立に向けた具体的協議ができるネットワークを構築します。	★自立相談支援事業 【社会福祉課】 ★生活保護制度の相談支援 【社会福祉課】

⑤地域における防犯・防災体制の強化

内 容	主な取組
常総市地域防災計画に基づき、災害時の避難・支援体制の整備を進めるとともに、地域における防犯・防災体制の強化を促進するため、自主防災組織の組織化、防災活動の支援、家庭や地域における防犯・防災対策の周知などを行います。	★自主防災組織による災害時安否確認体制構築推進 【防災危機管理課】 ★空家管理の相談と空家等バンクの推進 【都市計画課】

⑥要配慮者施設に対する支援

内 容

災害時における要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、社会福祉施設、学校、医療施設等と連携しながら、要配慮者名簿の作成、個別避難計画の策定、要配慮者施設における避難確保計画等の策定を進めるとともに、施設等における避難訓練の実施を支援します。

主な取組

- ★「避難行動要支援者名簿」の作成と「個別避難計画作成」の推進 【防災危機管理課】
- ★要配慮者の情報提供と安全確認 【社会福祉課・保健推進課（妊産婦対応）】
- ★民生委員・児童委員による救急医療情報キット 【社会福祉課】
- ★市内介護保険事業所と連携した電子@連絡帳JOSO システムへの避難行動要支援者の登録及び運用訓練実施 【高齢福祉課】
- ★要配慮者施設における「避難確保計画策定」と「避難訓練実施状況」の確認・指導 【介護保険課】

■基本方針－3 たよう（多様）な福祉のまち

➤ 誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境づくり



～千ちゃん 地域支援のしくみを知る～



※生活支援コーディネーター：地域のみなさんと協力しながら、暮らしやすい地域づくりのサポートをするボランティアです。生活支援ニーズ(困りごと)の把握や、困っている人と助けてほしい人のマッチングなど、様々な役割を担います。

地域共生社会の実現を目指し、異なる文化を超えて、地域で支え合いや助け合うことができる環境づくりを推進します。

内 容	主な取組
地域住民の相互扶助による地域福祉の増進を図るため、自治団体等が実施する、加入促進活動を支援します。	★ホームページにて自治会の紹介 【市民と共に考える課】 ★転入、転居時に自治会加入促進のチラシを配布 【市民課】

内 容	主な取組
子どもや高齢者の見守りや要配慮者に対する支援について、地域が主体となって取り組むことができるよう、関係部署と連携し、必要な体制づくりを支援します。	★要配慮者の情報提供と安全確認 【社会福祉課・保健推進課】 ★行方不明高齢者 SOS ボランティア養成研修会開催 【高齢福祉課】 ★認知症サポーターの養成による支援体制強化 【高齢福祉課】 ★事業所等との見守り協定締結 【高齢福祉課】 ★防災無線による下校見守り放送 【指導課】

認知症高齢者や障がい者をはじめとして、すべての人が尊厳を持ち、自分らしく生活することができる環境づくりを推進します。

内 容	主な取組
児童虐待の発生予防と早期発見を目指し、県や児童相談所等と連携を図りながら、児童虐待防止や早期発見に関する周知・啓発活動を進めます。	★チラシやポスター等の関係機関への配布 【こども課】 ★「こどもを守ろうオレンジリボンたすきリレー」のPR 【保健推進課・こども課】 ★児童虐待防止運動期間のオレンジリボンによる啓発 【保健推進課・こども課】

- ★地域交流センター（豊田城）へのオレンジリボンのライトアップ等による啓発活動
【こども課】
- ★乳幼児健診時の健やか親子21アンケート実施
【保健推進課】

②人権教育の推進

内 容

人権に対する意識を醸成するため、幼児から高齢者まで多様な人権教育活動に対応できる啓発資料や教材等の整備に取り組むとともに、誰もが気軽に利用できる相談体制の充実に努めます。

主な取組

- ★人権問題解消のための研修会・講演会実施
【人権推進課】
- ★常総市隣保館（きぬふれあいセンター）運営による生活相談、就労相談実施
【人権推進課】
- ★保護司・更生保護女性会との連携
【社会福祉課】
- ★社会を明るくする運動
【社会福祉課】
- ★高齢者総合相談窓口の設置
【高齢福祉課】

③家庭内暴力に対する支援

内 容

家庭内暴力に関する啓発の充実を図るとともに、相談体制の充実と相談窓口の周知を行います。また、茨城県女性相談センターや警察等の関係機関との連携を強化し、被害者の安全が確保できるよう、必要に応じて一時保護等に対応できる体制を確保します。

主な取組

- ★県、国、警察への専門相談窓口案内及び保護施設等への送致
【人権推進課・こども課】
- ★生活保護制度の相談支援
【社会福祉課】
- ★生きがい支援ショートステイ事業活用
【高齢福祉課】
- ★養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置
【高齢福祉課】

④障がい者の権利擁護に対する体制の充実

内 容

障がい者の意思決定の支援を図るため、自立支援協議会を活用し、権利擁護に関する協議を行います。

主な取組

- ★自立支援協議会の活用
【社会福祉課】

⑤ひきこもりの方や家族に対する支援

内 容	主な取組
ひきこもりの方に対する早期発見・早期介入を促進するため、民生委員・児童委員等との連携、情報共有を強化するとともに、ひきこもりの方やその家族に対して必要な支援を行います。	★相談窓口の設置 【社会福祉課・こども課】 ★訪問支援 【社会福祉課・こども課】 ★不登校児への早期対応（関係機関との連携） 【指導課】

⑥地域ぐるみの支援体制の充実

内 容	主な取組
孤立の防止やひきこもり者やその家族を支援するため、地域における見守りや居場所づくりに取り組みます。	★民生委員・児童委員による見守り活動 【社会福祉課・こども課】 ★社会福祉協議会によるお食事会事業 【社会福祉課】 ★協議体の設置、生活支援コーディネーターの育成・連携 【高齢福祉課】 ★介護予防推進員の養成及び教室運営等支援 【高齢福祉課】 ★各種介護予防教室の開催 【高齢福祉課】

◆施策3-3 犯罪や非行を犯した者の社会復帰の支援（再犯防止推進計画）

新たに制定された再犯防止推進法に基づき、犯罪や非行を犯した者が、社会復帰への支援を推進します。

【常総市再犯防止推進計画】

1. 計画策定の背景と目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成 14(2002)年にピークを迎えて以降、国による犯罪の抑止に係る様々な取組を進めた結果、令和元年は戦後最少となりました。一方で、再犯者については、平成 18(2006)年をピークとして減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は、平成 30(2018)年には現在と同様の統計を取り始めた昭和 47(1972)年以降最も高い 48.8%となり、令和元年も同程度のまま推移しています。

このような状況から、平成 28(2016)年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」）では、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記され、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めることとされました。

犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や疾病、嗜好癖、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、再び罪を犯すことの無いよう、地域社会で孤立させないための支援を国・地方公共団体及び民間団体等が連携して実施する必要があります。

このようなことから、本市においても、犯罪被害者やその家族の心情等に配慮しつつ、犯罪をした者等を含む誰もが住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりを実現するため、本計画を策定するものです。

【参考】再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（地方公共団体の施策）

第 24 条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節※に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

※「国の施策」に規定される施策

○特性に応じた指導及び支援等

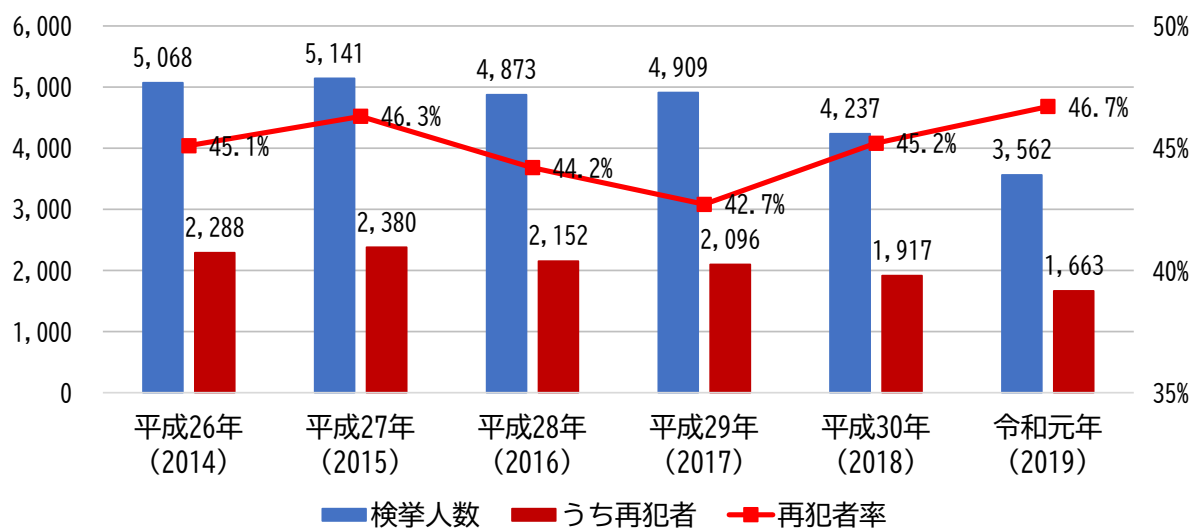
○就労の支援

- 非行少年等に対する支援
- 住居の確保等
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 再犯防止関係施設の整備
- 社会内における適切な指導及び支援
- 民間の団体等に対する援助
- 就業の機会の確保等
- 更生保護施設に対する援助
- 関係機関における体制の整備等
- 情報の共有、検証、調査研究の推進等
- 国民の理解の増進及び表彰

2. 計画の位置づけ

再犯防止の推進においては、支援を必要とする人の生活に密接に関わる地域福祉との関連が深いことから、「第4期常総市地域福祉計画」において「再犯防止推進計画」を包含して取り組むこととします。

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料：茨城県再犯防止推進計画



①安定した生活基盤形成の支援

内 容	主な取組
生活の安定を図るため、就職及び就労の定着に向けてハローワークとの連携、協力事業所の確保に取り組むとともに、居住の確保に向け、市営住宅の活用や民間事業者との連携を進めます。	★生活困窮者への相談体制 【社会福祉課・こども課】 ★住居確保給付金 【社会福祉課】 ★生活保護受給者等就労自立促進事業 【社会福祉課】 ★市営住宅の相談支援 【都市整備課】
自立した生活基盤の確立を支援するため、生活困窮者自立支援事業による支援を行います。	★自立相談支援事業 【社会福祉課】

②相談体制の整備

内 容	主な取組
犯罪や非行などの問題のある人やその家族、矯正施設出所者等に対する相談支援体制の整備を図ります。	★更生保護サポートセンター・公共施設等の相談施設貸出 【社会福祉課】 ★子どもを守るネットワーク協議会での相談支援 【こども課】

③再犯防止活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

内 容	主な取組
市内の学校等において、非行防止や薬物乱用防止に関する啓発を行います。	★社会を明るくする運動 【社会福祉課】 ★保護司・更生保護女性会との連携 【社会福祉課】 ★非行防止教室 【指導課】 ★情報モラル講演会 【指導課】 ★薬物乱用防止教室 【指導課】
保護司の確保を図るため、保護司の活動についての周知を図るとともに、関係機関と連携しながら、保護司適任者の推薦を行います。	★更生保護活動の支援 【社会福祉課】 ★保護司候補者検討協議会 【社会福祉課】

④国・民間団体等との連携強化等

内 容	主な取組
公的機関や保護司会などと連携を強化し、本市が実施している保健・医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努めます。	★保護司との連携強化・事業支援【社会福祉課】

◆施策3-4 地域福祉環境づくりの充実

買い物や移動、ごみ出しなど、福祉サービスでは対応できない課題が顕在化しつつある中で、身近な地域で生活を継続できる環境づくりを推進します。

①日常生活自立支援事業の活用

内 容	主な取組
日常生活における福祉サービスの利用援助や金銭管理等を支援するため、日常生活自立支援事業を活用した支援を行います。	★家計改善支援事業【社会福祉課】

②自立支援に向けた関係機関との連携強化

内 容	主な取組
ハローワーク、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の関係機関等との連携を強化し、生活困窮者の状況把握や自立に向けたネットワークを構築します。	★自立相談支援事業【社会福祉課・高齢福祉課・こども課】

③地域自立支援協議会の活用

内 容	主な取組
障がい者の意思決定支援等の強化を図るため、障がい者地域自立支援協議会において、権利擁護に関する協議を行います。	★自立支援協議会の開催 【社会福祉課】

④平和を尊ぶ事業

内 容	主な取組
令和8（2026）年度に戦没者追悼式の開催を予定します。	★戦没者追悼式主催 【社会福祉課】

⑤犯罪被害者に対する相談・援助の検討

内 容	主な取組
犯罪被害にあった方に対し、相談窓口の周知など、必要な措置を講じます。	★弁護士相談 【市民と共に考える課】 ★住民基本台帳事務における支援措置制度 【市民課・暮らしの窓口課】

第6章 計画の推進に向けて

1. 地域福祉に対する関心と意識の醸成

地域福祉については、少子化や高齢化などを背景に多様化・複雑化しており、計画策定にあたり実施した意向調査やワークショップにおいても、多くの皆様から身の回りで起きている福祉課題に関するご指摘、回答者ご自身の問題意識などについてご意見をいただいています。

このような中で、地域福祉を推進するためには、地域福祉に対して、より多くの市民の皆様が関心を持ち、地域福祉に参画する意識を醸成することが不可欠となります。次世代に向けての福祉教育として、子どもたちを含む地域住民が地域や福祉について学ぶ機会の創出などに取り組みます。

2. 福祉に携わる主体の連携強化

福祉課題が多様化・複雑化する中で、福祉、保健、医療、教育、防災などを中心として、関連する分野の連携が重要になっています。そのため、庁内関係部署において、地域福祉に関する課題や問題とともに、本市の目指すべき福祉のあり方を共有することにより、地域福祉の推進を図ることとします。

また、家庭や地域における問題や課題の解決にあたっては、行政だけでなく、社会福祉協議会や福祉分野で活動する団体やNPO、市民など、様々な主体の連携と参画が不可欠になることから、本計画の周知・啓発に積極的に取り組み、常総市において福祉に関わる主体が連携して地域福祉を推進していく体制づくりに取り組みます。

3. 地域福祉活動計画との連携

本市での地域福祉の推進においては、地域福祉を推進する中核的な組織である常総市社会福祉協議会との連携が不可欠となります。常総市社会福祉協議会においては、活動の推進についての方針となる「地域福祉活動計画」を策定しており、次のような3つの基本目標と、基本目標を実現するための行動目標を定めており、本計画で位置づけた施策や取組に基づき、社会福祉協議会と連携しながら地域福祉の推進に取り組みます。

【常総市地域福祉活動計画の基本目標と行動目標】

基本目標Ⅰ 福祉のこころを育み、地域活動に関わる人づくり

行動目標Ⅰ	福祉や地域活動の情報を入手しやすい仕組みづくり
行動目標Ⅱ	誰もが参加しやすい福祉の学び場づくり
行動目標Ⅲ	地域活動を支える人や団体を育てる仕組みづくり

基本目標2 人と人がつながり、支えあう地域づくり

行動目標1	住民のつながり・支えあい活動の推進
行動目標2	市民との協働による生活支援活動の推進
行動目標3	地域を支える団体などの活動支援とつながりづくり

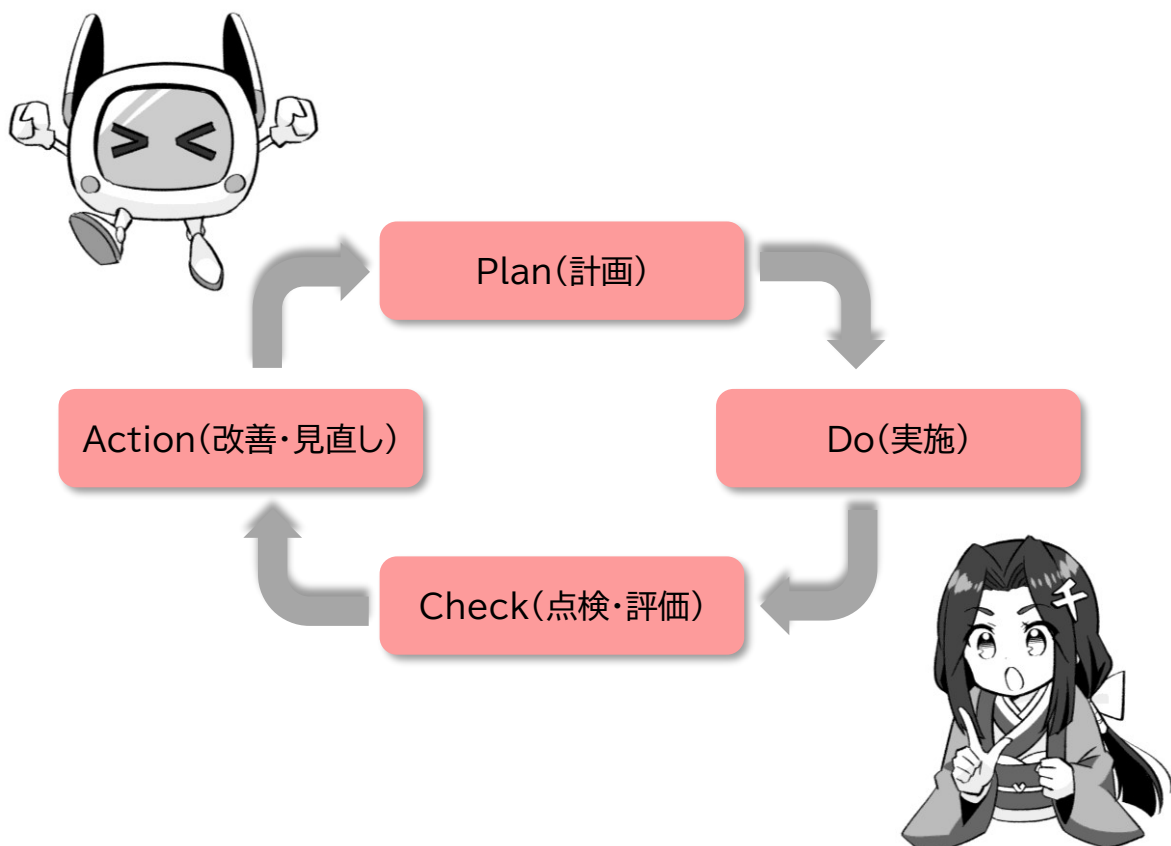
基本目標3 自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり

行動目標1	誰もが安心して相談できる窓口の充実
行動目標2	誰もが自分らしく生活するための支援の提供
行動目標3	いざという時(災害時)の支援体制づくり

4. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、計画で位置づけた施策についての進行管理を行うことが必要になります。

そのため、進行管理の代表的な考え方となっている「PDCA」サイクルに基づき、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)を行うことにより、施策の進行状況と課題の把握、改善事項の明確化を図りながら継続的に改善を行うこととします。



※Action(改善・見直し)、Check(点検・評価)については、地域福祉計画推進委員会で次の計画策定前に協議いたします。

5. お仕事図鑑

福祉のお仕事紹介

福祉に関わるお仕事の一部を紹介します



資料編

1. 常総市地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和元年6月17日

告示第10号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するに当たり、広く市民の意見を聴取するため、常総市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか地域福祉計画の策定に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健、医療、福祉等に関する団体に属する者
- (2) 地域福祉に関する知識及び経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱又は任命の日から地域福祉計画の策定が終了する日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、第3条第2項の規定による委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、正当な理由がなく、委員会の業務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第33号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2. 第4期常総市地域福祉策定委員会 委員名簿

	機関・団体名	氏 名
1	常総市水海道地区民生委員・児童委員協議会会長	中久喜 幸男
2	常総市石下地区民生委員・児童委員協議会会長	瀬高 欣一
3	きぬ医師会病院事務部長	川田 寛之
4	日本キングス・ガーデン理事長	宇都宮 和子(委員長)
5	かしわ学園施設長	中川 哲人(副委員長)
6	L・ハーモニー石下施設長	中畠 祐慈
7	NPO 法人あうんの会理事	中莖 道夫
8	常総ボランティア連絡協議会運営委員	鶴見 美智子
9	常総市自治区長連絡協議会会長	篠崎 孝之
10	常総市更生保護女性会会長	前橋 ナツエ
11	常総市女性団体連絡会会長	武藤 智子
12	常総地区保護司会会長	小磯 実
13	茨城県警常総警察署長	矢川 春樹
14	常総地方広域水海道消防署長	倉持 邦彦
15	公立保育所幹事所長(第二保育所)	倉持 康子
16	公立幼稚園幹事園長(おひさま幼稚園)	大久保 陽子
17	常総市社会福祉協議会常務理事	染谷 佳男
18	常総市社会福祉協議会事務局長	細谷 悟志
19	常総市福祉部長	秋葉 利恵子

(順不同)

3. 策定の経緯

時 期	内 容
令和6(2024)年 7月11日(木)	第1回 第4期常総市地域福祉計画策定委員会
令和6(2024)年 8月1日(木) ～令和6(2024)年 8月19日(月)	常総市地域福祉計画アンケート調査 ■18歳以上の市民(無作為抽出 2,000 名) ■民生委員・児童委員、自治区長、介護予防推進員 ■ボランティア団体
令和6(2024)年 9月24日(火)	第2回 第4期常総市地域福祉計画策定委員会(グループワーク)   
令和6(2024)年 10月24日(木)	常総市社会福祉協議会と計画素案の調整
令和6(2024)年 11月20日(水)	第3回 第4期常総市地域福祉計画策定委員会
令和6(2024)年 12月上旬 ～令和6(2024)年 12月下旬	関係部署との調整・計画素案の修正
令和6(2024)年 12月23日(月) ～令和7(2025)年 1月12日(日)	常総市地域福祉計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント) ■提出意見数:1名
令和7(2025)年 2月12日(水)	第4回 第4期常総市地域福祉計画策定委員会

第4期 常総市地域福祉計画

発行・編集／常総市 福祉部 社会福祉課

住所 茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3

電話 0297-23-2111(代表)

